

第4章 市役所としての取り組み

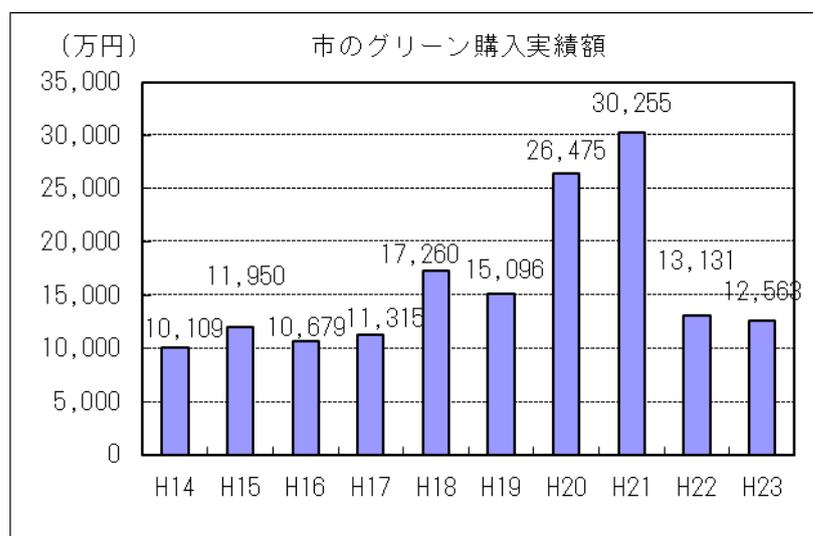
市役所は、自ら事業者としてオフィス活動や公共事業を行っています。社会全体が、循環社会の形成・地球温暖化対策など多様な観点から環境問題に取り組むことを強く求められている中で、市役所は率先して環境保全活動を進め、市民や事業者の皆さんの活動を促す責任があることから、次のような活動に取り組んでいます。

1. グリーン購入

平成13年4月に「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」が施行され、地方公共団体に対してもグリーン購入の実施が義務づけられました。

市でも、平成13年4月に「小金井市グリーン購入基本方針」及び「グリーン購入ガイドライン」を策定し、環境に配慮した製品の購入に努力してきました。庁内では、平成14年度から実績調査を実施し、環境に配慮した製品の購入状況を公表しています。

今後、一層グリーン購入を推進し可能なかぎり環境に配慮した製品の購入を推進していきます。（経年的な実績を報告します）。



2. 小金井市環境行動指針

市では、環境行動指針を平成19年3月に策定しました。この環境行動指針は環境基本計画に沿って、環境の保全・回復及び創出に資するために市民、事業者、市それぞれがとるべき環境行動を示したものです。

市も、市民や事業者との連携を図りながら、地域の特性に応じた多様な施策を総合的に展開し、環境に配慮したまちづくりを進めていくとともに、一事業者として、自らの業務において、環境配慮の取り組みを行う必要があります。環境配慮の取り組みを具体的に示

し、行動をしていきます。

市では、各課共通の行動チェックシートを作成（節電対策、消耗品の節約対策、その他の項目）し、環境配慮の行動に取り組むとともに、各課が実情に合わせた独自の項目を設定し、積極的にさらなる環境行動に取り組むことを奨励しています。

このチェックシートは環境マネジメントシステムのP（計画）に位置します。

環境行動チェックリスト（各課共通用）

	項 目
節電対策	エアコンの使用時間の節減と室内温度の調整（冷房温度は28度、暖房温度は19度）
	使用しない時はパソコン等のOA機器をこまめに消す。
	コピー機など電気を消費する機器の導入にあたっては省エネタイプのものを購入する。また使用にあたっては省電力機能を活用する。
	健康増進を兼ねて体力に自信のある人は、4階までエレベーターを使わないで階段を利用する。
	昼休みの蛍光灯は消灯する。またパソコン、プリンター、コピー機も電源オフ。
	残業時の蛍光灯の点灯は、必要な範囲に止める。またパソコン、プリンター、コピー機も不急の場合は電源オフ。
	日中の明るいときはブラインドを工夫する。
	給湯室、トイレ、会議室などの照明は必要な場合のみ点灯する。
	クールビズ、ウォームビズに努める。
消耗品の節約対策	両面コピーや両面印刷を実施する。
	裏面紙は、個人情報の有無を確認し、メモ用紙等として再利用する。
	購入にあたっては、グリーン購入基本方針及びグリーン購入ガイドラインを基本に、適正な必要数量を見積り、可能な限り環境に配慮された製品等を購入する。
	文書の送付に当たりなるべく封筒を使用しないようにし、使用する場合は、使用済み封筒の再利用ができるものについては利用する。
	リサイクル製品やリサイクル可能な製品を購入使用する。また、リユース（再使用）にも努める。
その他の対策	ごみの分別を徹底する。
	自動車はできるだけ使用を控え使用時はエコドライブ（アイドリングストップ、急発進、空ぶかしの抑制、タイヤ空気圧の適正化等の点検整備）を励行する。
	市外に出張する際は公共交通機関を利用する。
	市内への業務はできるだけ自転車を使用する。
	水道はむやみに流さずこまめに止める。

*市民の方のチェックシート、事業者の方のチェックシートは資料のページに掲載しています。

平成23年度各課のチェックリストの達成状況をパーセンテージで表わしました。

このチェックシートの評価は、主に各課の課長が行っています。

また、達成状況の結果を基に、C（点検評価）A（見直し）を行って行きます。

課名（施設名）	達成度（%）	課名（施設名）	達成度（%）	課名（施設名）	達成度（%）
企画政策課	99	健康課	85	庶務課	95
財政課	100	子育て支援課	95	学務課	90
広報秘書課	98	保育課	67	指導室	61
情報システム課	95	くりのみ保育園	100	第一小学校	88
総務課	99	わかたけ保育園	100	第二小学校	96
地域安全課	100	小金井保育園	94	第三小学校	87
職員課	97	さくら保育園	88	第四小学校	99
管財課	95	けやき保育園	88	東小学校	100
市民課	90	ピノキオ幼児園	100	前原小学校	77
コミュニティ文化課	95	児童青少年課	100	本町小学校	100
はけの森美術館	94	本町児童館	97	緑小学校	92
マロンホール	95	東児童館	98	南小学校	83
婦人会館	82	貫井南児童館	98	第一中学校	87
上之原会館	85	緑児童館	98	第二中学校	93
西之台会館	81	たまむし学童	92	東中学校	94
上水会館	84	あかね学童	91	緑中学校	94
経済課	100	ほんちょう学童	93	南中学校	94
保険年金課	90	さくらなみ学童	98	生涯学習課	96
市民税課	84	さわらび学童	90	スポーツ振興係（総合体育館）	75
資産税課	88	たけとんぼ学童	99	図書館	94
納税課	63	まえはら学童	100	公民館本館	79
環境政策課	70	みどり学童	100	本町分館	83
ごみ対策課	84	みなみ学童	98	貫井南分館	87
中間処理場	96	都市計画課	89	東分館	82
水道課	88	まちづくり推進課	92	緑分館	70
梶野浄水場	89	道路管理課	88	議会事務局	93
下水道課	93	建築営繕課	88	選挙管理委員会事務局	91
地域福祉課	91	交通対策課	94	監査委員事務局	93
障害福祉課	97	再開発課	95	農業委員会事務局	100
障害者福祉センター	76	区画整理課	93		
介護福祉課	76	会計課	84		

3. 小金井市施設ごみゼロ化行動

市では、市の施設から排出される廃棄物の量を限りなく少なくすることを目的に、平成21年4月1日に小金井市施設ごみゼロ化行動実施要綱を制定しました。これに基づき、市施設のごみゼロ化行動計画を策定し、廃棄物の発生抑制や資源の循環利用を進めます。

市職員等は、ごみの発生抑制・再利用・再生利用を図るとともに、ごみ・資源の出し方を遵守し、ごみゼロ化行動に取り組んでいます。

取り組みは、各施設（各課）に推進リーダー、ごみゼロ化行動推進員を選任し、職員等にごみの出し方等の指導を行うとともに、自ら率先してごみの削減に努めています。

また、各施設において廃棄物の減量及び再利用に関する実績報告書の提出も行っています。更なる市施設から排出される廃棄物の減量に取り組んでいきます。

廃棄物の減量及び再利用に関する実績報告集計（市施設全体）

	排出量	処分量	再利用量
平成19年度	421,288kg	139,883kg	281,405kg
平成20年度	373,448kg	75,884kg	297,564kg
平成21年度	358,707kg	71,909kg	286,798kg
平成22年度	357,489kg	73,483kg	284,006kg
平成23年度	391,125kg	64,627kg	326,498kg

4. 小金井市地球温暖化対策地域推進計画

上記の小金井市地球温暖化対策地域推進計画を平成22年3月に策定しました。市は、小金井市環境基本条例に基づいて「小金井市環境基本計画」を策定し、さらに環境保全を効率的に進めるため取り組むべき実施事項、優先して対応する事項を「小金井市環境保全実施計画」で明らかにしました。この中で市域の地球温暖化防止を推進する地球温暖化対策地域推進計画を策定すると掲げました。一方、低炭素社会を実現するために、市町村等の地方自治体には「京都議定書目標達成計画」で定める国内の目標達成に貢献することが求められています。これらの背景を踏まえて、市では自主的、積極的取り組みとして、小金井市地球温暖化対策地域推進計画を策定しました。

また、市では、地球温暖化対策実行計画（市役所版）を平成19年3月に策定しています。

現行の市役所版の計画は計画最終年度（平成22年度）に見直しを行い、改定しました。（資料参照）

5. 小金井市環境マネジメントシステム

市では、平成20年度に小金井市環境マネジメントシステムを策定しました。

市の環境計画類に基づく環境保全・創造の取り組みを一層強化し、また、職員一人ひとりの環境意識を高めると同時に市政運営にそれを反映させるために策定しました。

小金井市環境マネジメントシステムの運用にあたり、環境保全に取り組む市の基本姿勢を内外に示すものとして、小金井市環境方針を定めています。

小金井市環境マネジメントシステムの取り組み

監査及び研修等の実施結果

項目	日程	内容
内部環境監査	平成21年8月	全40課実施報告書確認後、14課の内部監査を実施
	平成22年8月	18課の内部監査を実施
	平成23年8月	8課・室、3施設の内部監査を実施
	平成24年8月	15課、1局の内部監査を実施
研修	平成20年3月	職員マネジメント研修
	平成21年8月	内部監査研修

市では、毎年監査を行います。その中で3年を1サイクルとして各課の内部監査を行うこととしています。

23年度は、8課・室、3施設（教育委員会：庶務課・学務課・生涯学習課（体育館・図書館・公民館含む）・指導室、選挙管理委員会、監査委員事務局、議会事務局、会計課）を行いました。

監査結果として、注意の指摘を受けた部署は2つあり、指摘事項は「環境方針を掲示していない」という理由でした。

また、良い点としては、指導室ではコピーカードの使用記録簿をつけている、という点が挙げられました。

24年度は、15課、1局（企画政策課・財政課・広報秘書課・情報システム課・管財課・総務課・職員課・地域安全課・市民課・保険年金課・市民税課・資産税課・納税課・コミュニティ文化課・経済課・農業委員会事務局）を行いました。

監査結果として、軽微の指摘を受けた部署が1つ、注意の指摘を受けた部署が1つあり、指摘事項は「環境方針を掲示していない」「一部の職員が環境ハンドブックを持っていない」という理由でした。

また、良い点としては、管財課、経済課では課事業を通じて積極的に環境行動を行っている、という点が挙げられました。

法令等に関わる重大な指摘事項は見受けられませんでした。

小金井市環境方針

基本理念

今、地球温暖化や生物多様性の危機をはじめとする地域や国を超えた地球規模の環境問題が、大きな問題となっています。

このような問題に対応していくために、私たち一人ひとりの環境配慮が不可欠になっています。市では、自ら事務事業における環境に配慮した保全活動を率先して行い、また、市民・事業者・教育機関の環境づくりに協働して取り組み、あらゆる面での環境配慮を優先した地域づくり「小金井市環境基本計画」の実現を基本理念として推進していきます。

基本方針

1 小金井市環境基本計画の推進管理

- (1) 市は、小金井市環境基本計画の環境像実現のため、積極的に取り組んでいきます。
- (2) 環境に関連する法令等を遵守し、環境に影響を与える主要な要因の改善に努めます。
- (3) 市民・事業者・教育機関との協働による持続可能な循環社会を実現するため取り組みます。
- (4) 小金井市環境マネジメントシステムに係る情報を市民・事業者・教育機関に向けて広報していきます。
- (5) 小金井市環境基本計画の進行管理を小金井市環境マネジメントシステムにて継続的に改善していきます。

2 事務活動における環境配慮の進行管理

- (1) 小金井市環境方針を全職員及び従事者に対し、周知徹底し全職員及び従事者あがて環境マネジメントを推進します。
- (2) 全職員及び従事者が小金井市環境方針を理解するよう、継続的な教育や啓発に努め、意識の向上に努めます。
- (3) 小金井市環境マネジメントシステムが、環境負荷の低減と同時に経済性をも両立できるものとなるよう努めます。

3 公共工事における環境配慮

環境に配慮した都市づくり、施設整備を促進します。

平成21年4月1日

小金井市長 稲葉 孝彦

第5章 環境基本計画の推進に関すること

1. 推進体制

推進体制である「小金井市環境市民会議」「環境審議会」「環境基本計画推進本部」の各組織の連携を図って、計画の推進に努めています。

小金井市環境市民会議は、協働の理念に基づき、自ら実践活動を行うことや市長に対し意見を述べることを主な機能としています。

環境審議会は、環境基本計画の点検評価結果について市から報告を受け、これについての評価を行った上で、市長に対して提言等を行います。（平成23年度4回開催）

環境基本計画推進本部は、環境基本計画を総合的に推進し、調整するため、庁内の各部門を横断的につなぐことを機能としています。また、小金井市環境マネジメントシステムの内部監査を行います。（平成23年度2回開催）（内部監査3日間）

また、小金井市の地下水及び湧水の保全・利用に関する計画の取り組みを含めて、地下水に関する情報分析等のために、小金井市地下水保全会議を設置しています。（平成23年度2回開催）

2. 財源の確保

財源の確保については、家庭ごみの有料化に伴い市民が負担する廃棄物処理手数料の一部を「環境基金」に積み立てています。その他、市が管理・運営する環境に関する基金として「みどりと公園基金」があります。

3. 市民等の参加・協働による推進

市は、本報告書で述べてきたように、市民の参加・協働を促進するため、様々な情報提供、普及啓発を行っていくほか、環境市民会議の活動を支援しています。

4. 点検指標による計画の進行管理

環境基本計画では、計画の進捗状況を点検・評価するために、点検指標及び定量目標を定めています。

点検指標の基本的な考え方として、必要に応じて指標項目や目標を柔軟に改善していくとしており、個別の指標に基づく点検に加えて、測定できている指標数、目標値を定めている指標数についても測定し、それぞれの数の変化を評価対象としています。

※点検指標は小金井市環境基本計画にあります。

第6章 今後に向けて

1. 今後の環境報告書の作成に向けて

平成23年度版環境報告書の作成を通じ、今後改善の必要があると考えられた点は以下の通りです。今回の反省を今後の小金井市の環境保全活動に生かすとともに、次年度以降の環境報告書の作成につなげていきます。

- ・環境報告書の作成時期をもう少し早める必要がある。作成過程で浮かび上がった課題を環境保全活動に反映していくためには、「課題をなるべく早く環境保全活動に反映させる。」「予算措置等が伴う見直しが必要になる場合は、次年度予算に反映させる。」という2つの観点から、翌年度当初予算の編成事務を行う11月頃までには、環境審議会の評価結果の明文化も含めて作成をほぼ終わらせておくことを目指す必要がある。

次年度以降に向けて作成スケジュールの見直しを行いたい。

- ・環境保全実施計画の進捗状況について具体的な記述が少ない。事業内容に鑑みて、具体的な記述が難しいものもあるが、中身や実績をなるべく具体的に書くようにすると同時に、事業内容の表記についても、進捗状況を具体的に記述しやすくなるよう、次回見直しの際に工夫するよう各課に呼びかけたい。

- ・環境マネジメントシステムのA（見直し）に取り組む姿勢がやや弱いため、今後より真摯に取り組んでいきたい。

2. 平成23年度版環境報告書に対する環境審議会の評価結果

平成23年度版環境報告書に対する環境審議会からの評価結果は以下の通りです。

- ・「第3章 基本計画の取り組みの進捗状況」について、将来に向けた目標や計画がない、いわゆる各課の定常的な業務については第3章から外し、「市役所が定常的に行っている環境保全のための事業」として、資料編に纏めて掲載するべきである。

また、具体的な数値を掲載するなど、実績、改善すべき点、将来目標がはっきり見える表記が必要であり、それがないと、審議会として評価を行うことは難しい。

- ・33、65～68ページに記載されているグリーン購入実績について、グリーン購入比率について、従来の「グリーン対象商品購入額/全購入額」に加えて、「グリーン対象商品購入額/グリーン対象商品購入可能額」の比率も併記することで、市役所が努力し

ている姿勢を表現することが必要である。

グリーン購入比率の定義のあり方については、今後も検討していく必要がある。

- ・ 市民との協働に関する表記が少ない。もう少し市民の活動に対する目線が欲しい。
- ・ 市民にとってわかりやすい報告書にするためには、概要版の作成などポイントを抽出する工夫が必要になる。

資料編

小金井市の環境の状況（平成23年度）

公害苦情の発生状況

公害の発生源と用途地域別件数

用途地域 発生源	第1種2種 低層住居専用	第1種2種 中高層住居 専用	第1種 住居地域	近隣商業	商業	準工	合計
工場	0	0	0	0	0	0	0
指定作業場	0	1	0	1	0	0	2
建設作業	9	4	0	0	1	0	14
一般	53	9	4	5	0	0	71
合計	62	14	4	6	1	0	87

公害の種類と用途地域別件数

用途地域 現象別	第1種2種 低層住居専用	第1種2種 中高層住居 専用	第1種 住居地域	近隣商業	商業	準工	合計
騒音	17	4	2	2	1	0	26
振動	3	3	0	0	1	0	7
悪臭	8	2	0	1	0	0	11
粉じん	3	0	0	0	0	0	3
ばい煙	0	0	0	0	0	0	0
その他	33	6	2	3	0	0	44
合計	64	15	4	6	2	0	91

公害苦情件数

	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
騒音	6	7	32	34	32	34	37	30	24	26
振動	0	5	7	13	10	11	11	7	9	7
悪臭	5	7	59	52	51	56	13	11	25	11
粉じん	3	3	5	7	1	4	2	3	4	3
ばい煙	21	9	0	0	0	1	8	0	4	0
その他	0	24	1	4	0	29	66	70	33	44
合計	35	55	104	110	94	135	137	121	99	91

特定建設作業実施届出件数

ア 騒音規制法に基づく届出件数 81件

イ 振動規制法に基づく届出件数 72件

建設作業に伴って著しい騒音、振動を発生する作業は法律や条例で規制対象となっています。届出により規制値の特例と時間帯の設定がされます。

騒音規制法：基準値85デシベル 振動規制法：基準値75デシベル

騒音のめやす（東京都公害防止管理者講習テキストより）

単位：デシベル

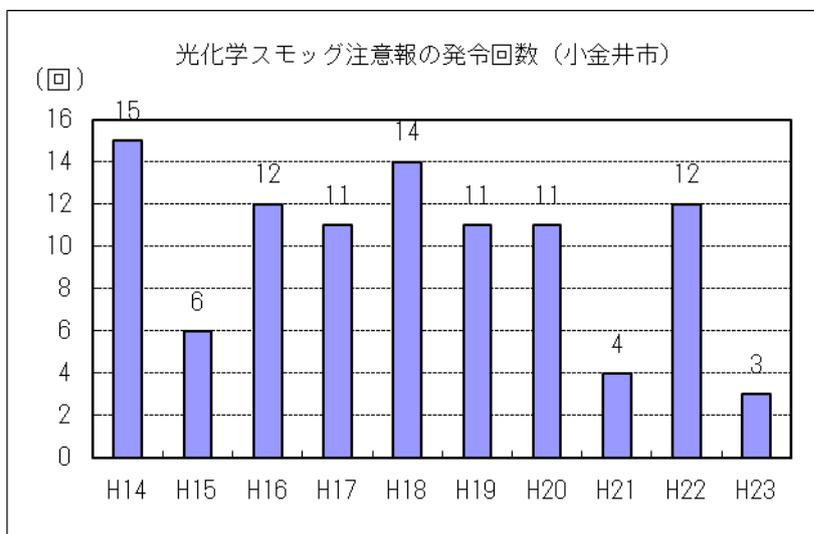
20	30	40	50	60	70	80	90	100	110	120
音 蛍光灯	木の葉の触れ合う ささやき声	郊外の深夜 静かな住宅地 小鳥のさえずり	深夜の街 エアコン室外機	静かな事務所 チャイム	普通の会話 掃除機	騒々しい街頭 ピアノの音	地下鉄の車内 犬の鳴き声	大声 ガード下 電車が通る	ヘリコプター のそば	飛行機の エンジンのそば

近年、工場、指定作業場の公害発生というものより、一般の生活公害（生活騒音等）が増えてきています。これは、法律や条例で規制するにはなじみにくいものです。日常生活行動や家庭に普及している家電製品、ピアノ、ステレオなどから発生する音、人の声、ペットの鳴き声など、人が日々生活することにより発生するものです。

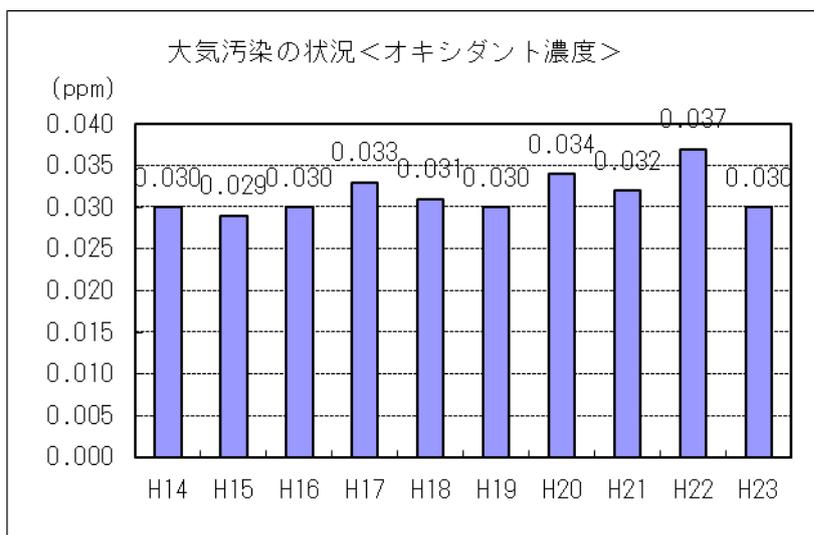
生活騒音は人の活動にともなって発生するものですから、相互の信頼関係がある場合とそうでない場合には、受け取り方が大きく異なります。そのため、1人ひとりがふだんから、社会性を大切にしよう心がけていくことが必要になります。

大気汚染の状況（図は、東京都の観測データ 観測場所：小金井市本町）

小金井の光化学スモッグ発生状況



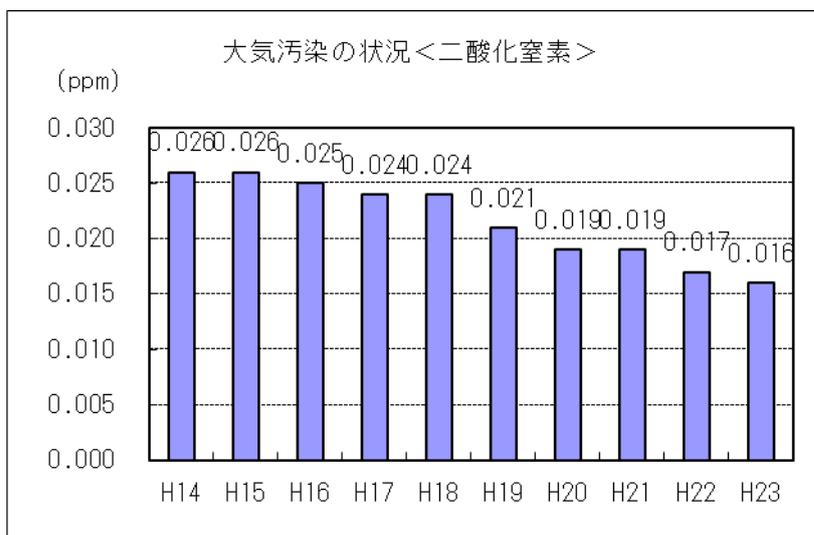
光化学オキシダント



光化学オキシダントは、工場や自動車などから排出される窒素酸化物や炭化水素が太陽光線をうけて、化学反応により二次的汚染物質を生成することにより発生します。

光化学オキシダントが高濃度になると、目や喉への刺激があり、呼吸器に影響を及ぼすおそれもあります。

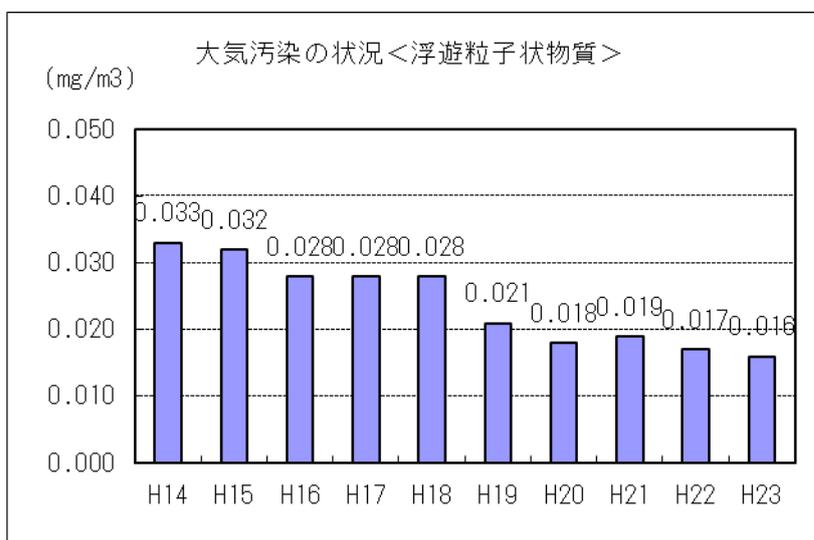
二酸化窒素



大気中に排出される窒素酸化物のほとんどが二酸化窒素です。赤褐色の刺激性の気体で、水に溶解しにくいという性質をもっているため、人体に吸収されると肺深部に達し肺水腫等の原因になります。

環境上の条件：1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること。

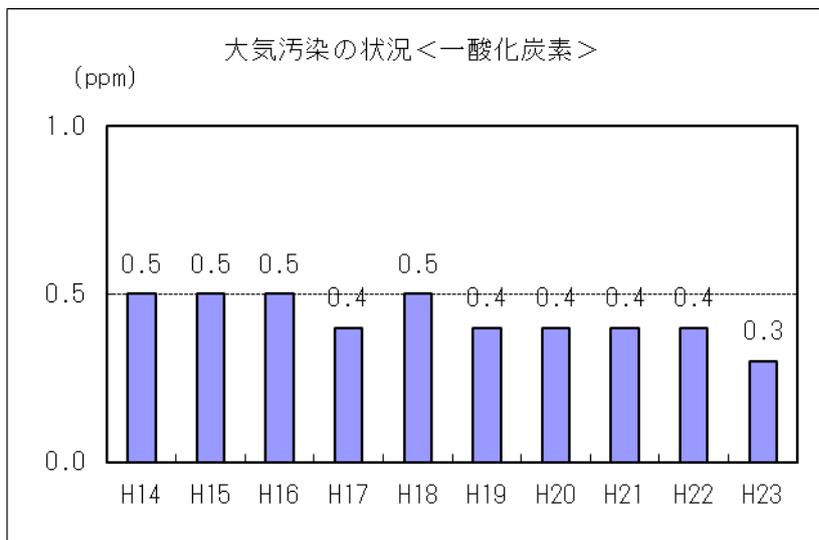
浮遊粒子状物質



大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径が10 μ m（マイクロメートル）以下のもので、大気中に長時間滞留し、喘息など呼吸器への影響が懸念されています。

環境上の条件：1時間値の1日平均値が0.10 mg/m³以下であり、かつ、1時間値が、0.20 mg/m³以下であること。

一酸化炭素



燃料の不完全燃焼により発生する無色・無臭の気体です。血液中に入ると酸素を供給する能力を妨げ、頭痛、吐き気、全身倦怠などの症状を引き起こします。

環境上の条件：1時間値の1日平均が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均が20ppm以下であること。

小金井市の大気質調査

(1) ダイオキシン類

市では、ダイオキシン類に係る大気環境調査を毎年実施しています。市内の環境濃度を把握する基礎資料としています。

調査項目：ポリ塩化ジベンゾ-*P*-ジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン及びコプラナの濃度を測定しています。

ダイオキシン類測定

表1 (環境基準：0.6pg-TEQ/m³)

調査地点	8/11～8/12	2/20～2/21
	毒性等量 (pg-TEQ/m ³)	
① 小金井市東センター	0.018	0.036
② 小金井市保健センター	0.022	0.012
平均値	0.020	0.024
平成23年度平均値	0.022	

二重測定

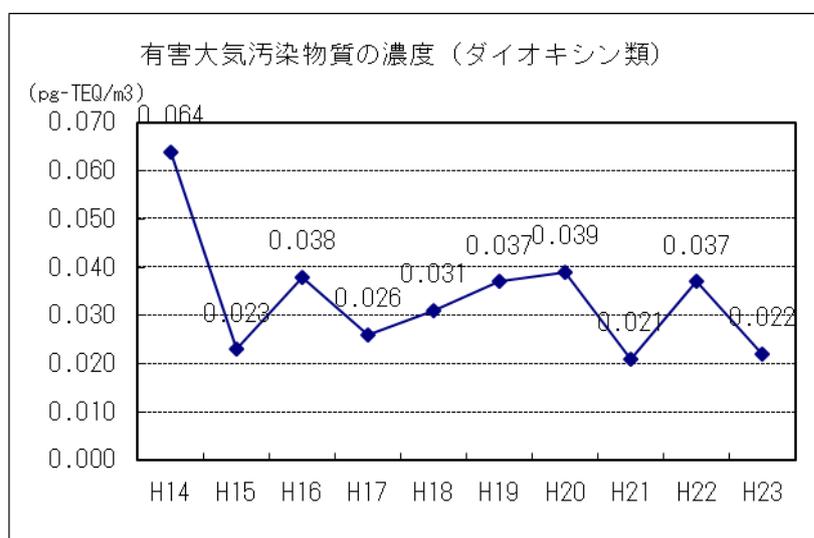
調査地点	8/11～8/12	2/20～2/21
	毒性等量 (pg-TEQ/m ³)	
小金井市保健センター	0.021	0.011

環境基準及び公表データとの比較（23年度大気質調査報告書から）

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、環境基準（人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準）が大気中 $0.6\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$ 以下と定められ平成12年1月15日から適用されました。（平成11年環境庁告示第68号）

今年度の調査における大気中のダイオキシン類濃度を、WHO-TEF（2006）の毒性等量でみると最大値は冬期の小金井市東センターの $0.036\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$ で、最小値は冬期の小金井市保健センターの $0.012\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$ であり、2期の平均値は $0.022\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$ で、環境基準を十分満足する値でした（表1）。

また、今年度の調査結果を平成22年度に東京都環境局が行った都内19箇所の年平均値（ $0.038\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$ ）と比較しても低い値でした。



地域住民への環境評価

今回の調査地点周辺住民の一日呼吸量を 15m^3 、体重を 50kg と仮定し、大気からのダイオキシン類の曝露量を、本調査結果 $0.022\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$ を用いて計算すると $0.0066\text{pg-TEQ}/\text{kg}/\text{日}$ となります。

これをダイオキシン類の「ダイオキシンの耐容一日摂取量（TDI）について」（平成11年6月「環境庁」）である $4\text{pg-TEQ}/\text{kg}/\text{日}$ と比較すると 0.17% の寄与率でした。

※pg（ピコグラム）＝1兆分の1グラム

※TEQ（ティーイーキュー）＝毒性等量（Toxic Equivalentents）の略で、ダイオキシン類の量を、最も毒性の強い2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値。

※TEF（ティーイーエフ）＝ダイオキシン類の毒性等価係数

(2) 窒素酸化物

市では、平成23年度に、大気質調査で、自動車排気ガスが主な原因である窒素酸化物濃度を住宅地や交差点で測定するとともに、大気中の浮遊粒子状物質の調査を行っています。

簡易測定法による二酸化窒素を住宅地点31地点、交差点・沿道地域19地点の計50地点で行いました。得られた測定結果を基に、今年度の最大値、最小値、平均値を表にまとめました。

全ての調査地点において、環境基準値*1を下回っていました。

住宅地域については、最大値が「緑町 5-19」の0.027ppm、最小値が「総合体育館」「市立本町小学校」及び「東町 1-22」の0.021ppmでした。また、住宅地域30地点の平均値は0.023ppmでした。

交差点・沿道地域については、最大値が「茜屋橋交差点」及び「貫井北町 4-1」の0.037ppm、最小値が「中町 2-22」の0.025ppmでした。また、交差点・沿道地域19地点の平均値は0.031ppmでした。

二酸化窒素の測定結果

単位：ppm

	最大値	最小値	平均値
住宅地域	0.027	0.021	0.023
交差点・沿道地域	0.037	0.025	0.031

*1 1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内、またはそれ以下であること。

窒素酸化物について

窒素の酸化物の総称であるが、大気汚染としては一酸化窒素(NO)と二酸化窒素(NO₂)が主であり、通称ノックス(NO_x)と呼ばれています。

主に燃焼により発生し、自動車排気ガス、工場や事業場等が主な発生源です。燃焼により空気中の窒素と酸素が反応して生成する場合と燃料由来の窒素化合物から生成する場合があります。自然界においても雷や土壌中の微生物によって生成されます。

人間活動に伴って発生する窒素酸化物の大部分は一酸化窒素であるが、これが大気環境中で紫外線などにより酸素やオゾンなどと反応し二酸化窒素に酸化します。

二酸化窒素は細胞内で強い酸化作用を示して細胞を傷害するので、粘膜の刺激、気管支炎、肺水腫などの原因となります。健康影響を考慮した大気環境基準は二酸化窒素について定められているが、排出基準は窒素酸化物として基準値が決められています。

窒素酸化物は、非メタン炭化水素(NMHC)との相互作用により光化学スモッグの原因となり、また水に溶けると硝酸や亜硝酸となるため酸性雨の原因にもなっています。

(3) 浮遊粒子状物質

浮遊粒子状物質の測定結果を示しました。また、得られた測定結果を基に、調査期間の平均値と最大値を表にまとめました。

両地点において、3日間とも環境基準^{*2}を下回っていました。

調査期間中の浮遊粒子状物質の濃度は、武蔵小金井駅前交番と新小金井交番は、ほぼ同様の変動を示していました。

浮遊粒子状物質の測定結果

単位：mg/m³

調査地点名	2月28日 (火)	2月29日 (水)	3月1日 (木)	3日間 平均値	1時間値の 最大値
武蔵小金井駅前交番	0.013	0.020	0.023	0.018	0.047
新小金井交番	0.009	0.024	0.022	0.018	0.051

*2 1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であること、かつ1時間値の最大値が0.20mg/m³以下であること。

浮遊粒子状物質について

大気中に浮遊している粒子状物質のうち、粒径10μm以下のものを指します。Suspended Particulate Matterの頭文字からSPMと略されます。

発生源としては自動車排気ガス、特にディーゼル自動車から比較的多く排出され、他に工場や事業場からも排出されます。人間活動に伴って発生するもののほか、自然界からも海塩や土壌の飛散、火山、森林火災などによって発生します。また、大気中でガス状物質が反応して粒子化することによって発生する二次生成粒子があります。

粒径により呼吸器系の各部位へ沈着して呼吸器疾患の原因となるなど、人の健康に影響を及ぼします。10μmを超える粒子は上気道領域で捕捉されるが、10μm以下の粒子は下気道領域まで侵入、沈着しやすく、2.5μm以下のものは肺胞領域にまで侵入しやすいとされています。粒子の成分によって人体への様々な健康影響が懸念されています。

道路交通騒音・振動測定結果

	騒音 (dB)						振動 (dB)			
	環境基準		要請限度		測定結果		要請限度		測定結果	
	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
連雀通り	70	65	75	70	67	63	65	60	43	37
五日市街道					68	66			49	44
新小金井街道					66	63			44	42
東八道路					67	63			46	40
小金井街道					68	65			70	65

平成23年度は、市内5か所の道路（連雀通り、五日市街道、新小金井街道、東八道路、小金井街道）で測定を行っています。

〔騒音〕 昼夜の測定で、夜間に、環境基準を超過した地点が1か所あります。

〔振動〕 要請限度を超過した地点はありませんでした。

環境基準：人の健康の保護に資する上で維持されることが望ましい値。

要請限度：道路管理者に対し、舗装や修繕の措置を要請する値。

衛生害虫等の発生相談状況

No.	種 類	件 数	No.	種 類	件 数
1	カ・ハエ	0	8	羽アリ類	5
2	ゴキブリ類	0	9	ユスリカ	0
3	ダニ類	4	10	シロアリ	3
4	毛虫類	0	11	ネズミ	235
5	ノミ類	0	12	ヤスデ	0
6	アメリカシロヒトリ	0	13	甲虫類	0
7	ハチ類	221	14	その他	30
				計	498

近年、ネズミの相談が増えています。また、その他の相談は殆どが、ハクビシンの相談です。

ハチ類については、アシナガバチ30、スズメバチ126、クマバチ2、その他（不明）63の相談件数がありました。

近年、住宅地にハチの巣が多く発見されます。アシナガバチ、スズメバチ類の棲息地の都市周辺の丘陵地や低山地が住宅化されるとともに、人との接触の機会が増えてきていると思われます。ハチはえさとして各種の昆虫、カやクモをえさとしています。

また、アシナガバチは街路樹や、庭木などにつくアオムシや毛虫も食べていますので、人間にとって必ずしも害をおよぼすとは限りません。

しかし、自宅にハチの巣が出来てしまって、生活行動に影響が出る場合は駆除しなければなりません（影響がなく駆除しなくてすむ場所であれば、12月くらいまで待てばその巣は空になります。越冬は基本的にしません）。

*市では、ハチの巣の駆除をするための防護服と殺虫剤の貸し出しを行っていますので、ご希望の方は環境政策課に相談してください。

また、ご自分で駆除が困難な場合は、専門業者に依頼して駆除をしていただくことをお勧めします（費用は自己負担になります）

23年度野川の水質

野川の水質調査を小金井市最下流の柳橋で、6月と11月の年2回調査を行っています。

(1) 生活環境項目

調査項目	単位	環境基準値	H23.6.9	H23.11.10
PH(水素イオン濃度)	—	6.0以上 8.5以下	7.4	7.6
DO(溶存酸素)	mg/l	2 mg/l 以上	9.0	10.2
BOD(生物化学的酸素要求量)	mg/l	8mg/l 以下	0.6	ND
COD(化学的酸素要求量)	mg/l	—	3.0	1.0
SS(浮遊物質)	mg/l	100 mg/l 以下	ND	4
大腸菌群数	MPN/100ml	—	17000	7900
T-N(全窒素)	mg/l	—	3.30	7.07
T-P(全りん)	mg/l	—	0.061	0.022

*定量下限値未満を「ND」で表します。

(2) 健康項目

調査項目	単位	環境基準値(D 類型)	H23.6.9	H23.11.10
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/l	10 mg/l 以下	3.08	6.81

井戸水調査 23年度平均値

市では、年4回の水質監視測定を行っています。数値は、年4回測定の平均値を表しています。

単位：mg/l

物質名 調査地点	トリクロロ エチレン	テトラクロロエ チレン	トリクロロ エタン	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素
貫井南町 1-24	0.0007	0.0002	ND	6.11
中町 1-15	0.0007	0.0001	ND	7.34
中町 2-15	0.0001	0.0001	ND	0.17
梶野町 3-12	ND	ND	ND	3.04
関野町 1-11	0.0007	0.013	ND	6.88
緑町 3-13	0.0036	0.0208	ND	7.43
桜町 1-2	0.0011	0.0135	ND	7.26
桜町 3-6	0.0006	0.0011	ND	6.90

資料編

東町 1-41	0.0008	0.0029	ND	7.59
中町 2-1	0.0008	0.0018	ND	5.61
緑町 1-1	0.0009	0.0024	ND	6.79
中町 3-14	ND	ND	ND	7.72
貫井北町 5-13	0.0031	0.0037	ND	8.63
貫井南町 2-1	ND	ND	ND	0.45
環境基準	0.03 以下	0.01 以下	1 以下	10 以下

*定量下限値未満を「ND」で表します。

市では平成23年度に、水質、水生生物（貫井神社・滄浪泉園・美術の森緑地）の調査を行っています。

水質

貫井神社

項目	単位	定量下限値	環境基準値	6月10日	12月20日
気温	℃			24.2	9.8
水温	℃			17.3	16.9
臭気				無臭	無臭
流量	l/min			210	336
水素イオン濃度 (pH)		0.1		6.1	6.2
電気伝導率	mS/m			21.4	21.8
硝酸性窒素	mg/l	0.01	10 以下	8.04	8.51
トリクロロエチレン	mg/l	0.0002	0.03 以下	0.0007	0.0007
テトラクロロエチレン	mg/l	0.0002	0.01 以下	0.0022	0.0022
1.1.1.トリクロロエタン	mg/l	0.0002	1 以下	ND	ND

滄浪泉園

項目	単位	定量下限値	環境基準値	6月10日	12月20日
気温	℃			23.2	7.1
水温	℃			17.0	16.5
臭気				無臭	無臭
流量	l/min			42	90
水素イオン濃度 (pH)		0.1		6.4	6.4
電気伝導率	mS/m			16.0	20.3
硝酸性窒素	mg/l	0.01	10 以下	6.13	8.11
トリクロロエチレン	mg/l	0.0002	0.03 以下	0.0008	0.0006
テトラクロロエチレン	mg/l	0.0002	0.01 以下	0.0005	0.0005

1.1.1.トリクロロエタン	mg/l	0.0002	1以下	ND	ND
----------------	------	--------	-----	----	----

美術の森緑地

項目	単位	定量下限値	環境基準値	6月10日	12月20日
気温	℃			23.3	9.8
水温	℃			17.2	16.7
臭気				無臭	無臭
流量	l/min			96	168
水素イオン濃度 (pH)		0.1		6.3	6.4
電気伝導率	mS/m			18.9	24.2
硝酸性窒素	mg/l	0.01	10以下	7.98	8.24
トリクロロエチレン	mg/l	0.0002	0.03以下	ND	ND
テトラクロロエチレン	mg/l	0.0002	0.01以下	0.0003	0.0003
1.1.1.トリクロロエタン	mg/l	0.0002	1以下	ND	ND

水質調査

以下、調査結果の概要及び考察を述べる。(23年度版水質監視測定及び湧水調査報告書から)

6月、12月の調査共に前日の降雨は無く、水質は外観上で濁りなどは見られず安定していた。

水温については、貫井神社で17.3℃(6月)、17.2℃(12月)、滄浪泉園で17.0℃(6月)、17.0℃(12月)、美術の森緑地で17.2℃(6月)、16.7℃(12月)であった。年間変動は小さく、各調査地点ともほぼ同じ水温と言える。

外観、臭気ともいずれの調査地点でも無色透明、無臭であり異常は見られなかった。

流量については、貫井神社で210ℓ/min(6月)、336ℓ/min(12月)、滄浪泉園で42ℓ/min(6月)、90ℓ/min(12月)、美術の森緑地で96ℓ/min(6月)、168ℓ/min(12月)であった。いずれの地点でも12月の流量が増加しており、昨年度の傾向と同様の結果となった。

pHについては、いずれの地点でも6.1~6.5でやや酸性である。要因としては東京での雨水のpHが5~6程度であること、窒素分の酸化や、土壌中に蓄積されている、土壌有機物の分解により生成された二酸化炭素が浸透する水に溶解することなどが考えられる。

電気伝導率については、貫井神社で21.4mS/m(6月)、21.8mS/m(12月)、滄浪泉園で16.0mS/m(6月)、20.3mS/m(12月)、美術の森緑地で18.9mS/m(6月)、24.2mS/m(12月)であった。滄浪泉園が他の地点よりやや低めの値であった。

硝酸性窒素は、貫井神社で8.04mg/ℓ(6月)、8.51mg/ℓ(12月)、滄浪泉園で6.13mg/ℓ(6月)、8.11mg/ℓ(12月)、美術の森緑地で7.98mg/ℓ(6月)、8.24mg/ℓ(12月)であった。全地点環境基準を満足しているが、美術の森緑地がやや高めの傾向であった。市内には農地があり、施肥により肥料中のアンモニア性窒素が酸化されて地下水へと

移行して硝酸性窒素となっている可能性が考えられる。

トリクロロエチレンは、貫井神社で0.0007mg/ℓ（6月）、0.0007mg/ℓ（12月）、
 滄浪泉園で0.0008mg/ℓ（6月）、0.0006mg/ℓ（12月）、美術の森緑地で<0.0002mg/
 ℓ（6月）、<0.0002mg/ℓ（12月）であり、全地点環境基準を満足していた。

テトラクロロエチレンは、貫井神社で0.0022mg/ℓ（6月）、0.0022mg/ℓ（12月）、
 滄浪泉園で0.0005mg/ℓ（6月）、0.0005mg/ℓ（12月）、美術の森緑地で0.0003mg/
 ℓ（6月）、0.0003mg/ℓ（12月）であり、貫井神社が他の地点より高い値であった。ま
 た、全地点とも環境基準を満足していた。

1,1,1-トリクロロエタンは全地点で不検出（<0.0002mg/ℓ）であった。

以上の結果で留意すべき点としては、硝酸性窒素の濃度が高くなると生態系への影響が
 懸念される。また、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンは自然界には存在しない
 物質で過去の人為的汚染によるものである。土壌中で長期の残留性があり、微生物分解作
 用も時間がかかるため、今後も継続的な監視が必要と考えられる。

水生生物等

貫井神社

No.	門名	和名	貫井神社				
			6月10日		12月20日		
			個体数	湿重量	個体数	湿重量	
1	扁形動物門	ナミウズムシ			20	0.056	
2	軟体動物門	カワニナ	1	0.085			
3	環形動物門	オヨギミズ科	66	0.3	92	0.338	
4		ヒメミミズ科					
5		ユリミミズ属					
6		エラミミズ					
7		イトミミズ科	21	0.015	54	0.038	
8		ツリミミズ科	2	0.112			
9		フトミミズ科			1	0.047	
10		シマイシビル	14	0.349	16	0.402	
11		節足動物門	ミズムシ	331	0.926	202	0.484
12			カワリヌマエビ属				
13	アメリカザリガニ						
14	サワガニ		1	0.296			
15	フタバカゲロウ属						
16	シロハラコカゲロウ		1	0.002	32	0.042	
17	コオニヤンマ		2	0.003			

18	節足動物門	オニヤンマ	15	0.09	6	0.002
19		オナシカワゲラ属				
20		ヒガシヤマクダトビケラ属	3	0.003	1	0.001
21		ムナグロナガレトビケラ	4	0.013		
22		カクツツトビケラ属	78	0.273	12	0.012
23		グマガトビケラ属	5	0.051	37	0.098
24		コエグリトビケラ属	3	0.006		
25		Nippotipula 亜属	34	0.769	1	0.217
26		ホソカ属	15	0.009	1	0
27		ボカシヌマユスリカ属	18	0.015		
28		ヤマトヒメユスリカ族	115	0.124		
29		ケブカエリユスリカ属	3	0.003		
30		コナユスリカ属	3	0		
31		キリカキケバネエリ ユスリカ属	21	0.006		
32		ニセケバネエリユスリカ属			1	0
33		ユスリカ属				
34		カマガタユスリカ属				
35		カワリユスリカ属				
36		ハモンユスリカ属			3	0.001
37		キザキユスリカ属	28	0.007		
38		アシマダラユスリカ属				
39		ナガスネユスリカ属	114	0.021		
40		アシマダラブユ属	39	0.03		
個体数/湿重量			937	3.508	479	1.738
種 族			25		15	

滄浪泉園

No.	門名	和名	滄浪泉園			
			6月10日		12月20日	
			個体数	湿重量	個体数	湿重量
1	扁形動物門	ナミウズムシ	3	0.004		
2	軟体動物門	カワニナ				
3	環形動物門	オヨギミミズ科	10	0.069	79	0.428
4		ヒメミミズ科				
5		ユリミミズ属				

6	環形動物門	エラミミズ	1	0.024		
7		イトミミズ科	18	0.021	5	0.009
8		ツリミミズ科				
9		フトミミズ科				
10		シマイシビル				
11	節足動物門	ミズムシ	2	0.009	16	0.029
12		カワリヌマエビ属	41	1.347	10	0.775
13		アメリカザリガニ	3	4.048	10	0.513
14		サワガニ			1	0.044
15		フタバカゲロウ属	1	0.001		
16		シロハラコカゲロウ				
17		コオニヤンマ				
18		オニヤンマ			9	0.005
19		オナシカワゲラ属				
20		ヒガシヤマクダトビケラ属				
21		ムナグロナガレトビケラ				
22		カクツツトビケラ属	9	0.012		
23		グマガトビケラ属				
24		コエグリトビケラ属				
25		Nippotipula 亜属	1	0.034		
26		ホソカ属	1	0.001	3	0.002
27		ボカシヌマユスリカ属	15	0.027		
28		ヤマトヒメユスリカ族	18	0.009		
29		ケブカエリユスリカ属	3	0.003		
30		コナユスリカ属				
31		キリカキケバネエリ ユスリカ属				
32		ニセケバネエリユスリカ属				
33		ユスリカ属	12	0.015		
34		カマガタユスリカ属				
35		カワリユスリカ属	102	0.039		
36		ハモンユスリカ属	93	0.012		
37		キザキユスリカ属				
38		アシマダラユスリカ属	99	0.249		
39		ナガスネユスリカ属	36	0.009		

40	節足動物門	アシマダラブユ属				
個体数/湿重量			468	5.933	133	1.805
種 族			19		8	

美術の森緑地

No.	門名	和名	美術の森緑地				
			6月10日		12月20日		
			個体数	湿重量	個体数	湿重量	
1	扁形動物門	ナミウズムシ			1	0.001	
2	軟体動物門	カワニナ					
3	環形動物門	オヨギミミズ科					
4		ヒメミミズ科			1	0.001	
5		ユリミミズ属	1	0.002	8	0.013	
6		エラミミズ					
7		イトミミズ科	32	0.018	23	0.028	
8		ツリミミズ科					
9		フトミミズ科					
10		シマイシビル					
11		節足動物門	ミズムシ	11	0.037	1	0.002
12			カワリヌマエビ属				
13	アメリカザリガニ						
14	サワガニ						
15	フタバカゲロウ属						
16	シロハラコカゲロウ						
17	コオニヤンマ						
18	オニヤンマ		27	0.409	14	0.336	
19	オナシカワゲラ属		13	0.01			
20	ヒガシヤマクダトビケラ属						
21	ムナグロナガレトビケラ						
22	カクツツトビケラ属		6	0.003			
23	グマガトビケラ属						
24	コエグリトビケラ属						
25	Nippotipula 亜属						
26	ホソカ属		6	0.003	1	0	
27	ボカシヌマユスリカ属		313	0.194	2	0.001	
28	ヤマトヒメユスリカ族		33	0.009			

29	節足動物門	ケブカエリユスリカ属				
30		コナユスリカ属				
31		キリカキケバネエリ ユスリカ属	111	0.015		
32		ニセケバネエリユスリカ属	3	0	2	0.001
33		ユスリカ属				
34		カマガタユスリカ属	6	0.003		
35		カワリユスリカ属				
36		ハモンユスリカ属	27	0.009	1	0
37		キザキユスリカ属				
38		アシマダラユスリカ属	30	0.009		
39		ナガスネユスリカ属	144	0.033	1	0
40		アシマダラブユ属				
個体数/湿重量			763	0.754	55	0.383
種 族			15		11	

*表中の数字は個体数/サンプル全量を表す。

*湿重量の単位はg、「+」は0.01g未満の出現を表す。

底生生物

以下、調査結果の概要及び考察を述べる。

2回の調査により、貫井神社で29種類、滄浪泉園で21種類、美術の森緑地で17種類、合計40種類の底生生物が確認された。種類数は貫井神社が最も多く、美術の森緑地が最も少なかった。

個体数および湿重量について、2回の調査の平均値を比較すると、貫井神社では0.25㎡当たりの個体数が708個体と最も多かった。滄浪泉園は300個体、美術の森緑地は409個体で、貫井神社に較べて少なかった。

湿重量では滄浪泉園が3.87g/0.25㎡と最も多く、貫井神社で2.62g/0.25㎡、美術の森緑地で0.57g/0.25㎡となり、美術の森緑地は湿重量が少なかった。

滄浪泉園では1個体の湿重量が大きいアメリカザリガニおよびカワリヌマエビ属が採集されたことで、湿重量が多くなった。貫井神社ではミズムシが優占していたこと、比較的大きなシマイシビルが採集されたことなど、それぞれの分類群が平均的に採集されたことで湿重量が多くなった。なお、美術の森緑地ではオニヤンマが湿重量の大半を占めた。

優占種を見ると貫井神社ではミズムシ、滄浪泉園ではカワリユスリカ属および美術の森緑地ではボカシヌマユスリカ属が優占していた。滄浪泉園と美術の森緑地では、上位3種までユスリカ類が占めていた。

湧水環境では水質にかかわらずきれいな水の指標種から汚い水の指標種まで出現することが多く、一般河川の水質判定の手法をそのまま流用することは出来ない。本調査におい

ても、各地点でミズムシやシマイシビル、アメリカザリガニなどの汚い水の指標種が確認されたが、その一方で、ナミウズムシ、サワガニ、ムナグロナガレトビゲラなど、きれいな水の指標種も確認されていることから、比較的良好な水質が保たれているものと考えられる。

付着藻類

No.	綱	和名	貫井神社		滄浪泉園		美術の森緑地	
			6月	12月	6月	12月	6月	12月
1	藍藻綱	ピロウドランソウ属			96,000	64,000		
2		リングビヤ属の一種			32,000			
3		コンボウランソウ属 の数種			256,000			
4	紅藻綱	(シャントランシア期)	7,680	921,000	1,280,000	4,860,000		
5	珪藻綱	ニセコアミケイソウ属			5,070			
6		オビケイソウ属			20,200			
7		オビケイソウ属			30,400			
8		イチモンジケイソウ属			71,000			
9		イチモンジケイソウ属		8,330	10,100		1,150	
10		イチモンジケイソウ属	1,050	13,800	40,500		8,100	40,400
11		イチモンジケイソウ属			30,400		2,310	
12		ニセクチビルケイソウ属	351		60,800	72,900		
13		クサビケイソウ属			20,200			
14		クサビケイソウ属			60,800	233,000		6,740
15		クサビケイソウ属				14,500		
16		フネケイソウ属						20,200
17		フネケイソウ属						6,740
18		フネケイソウ属			20,200			
19		フネケイソウ属			5,070			
20		ジュウジケイソウ属						33,700
21	ツメケイソウ属			10,100				
22	ツメケイソウ属		4,160					
23	ツメケイソウ属	1,050	11,100	131,000		79,800	13,400	
24	ツメケイソウ属	2,280	8,330	20,200		16,200	411,000	
25	ツメケイソウ属				14,500		6,740	
26	ツメケイソウ属			91,300	21,800	2,310	6,740	

27	珪藻綱	ツメケイソウ属	1,050	97,200	355,000	131,000	6,940	6,740	
28		ツメケイソウ属				58,300		6,740	
29		ツメケイソウ属	526		456,000	291,000	21,900	33,700	
30		ツメケイソウ属			40,500	58,300			
31		ツメケイソウ属の一種			182,000	561,000		13,400	
32		コメツブケイソウ属	22,100	168,000	578,000	14,500	89,100	138,000	
33		ハナラビケイソウ属			20,200	7,290	2,310		
34		ササノハケイソウ属		5,550					
35		ササノハケイソウ属						6,740	
36		ササノハケイソウ属	351		40,500	247,000		6,740	
37		緑藻綱	ヒビミドロ属の一種					76,800	18,200
38			サヤミドロ属の一種			6,400	60,800		
出現細胞数 (cells/全量)			36,438	1,237,470	3,969,940	6,709,890	306,920	775,920	
沈殿量 / (ml/全量)			0.2	0.3	0.9	2.0	0.2	0.3	
種数			9	9	28	16	11	17	

*表中の数字は細胞数/サンプル全量を示す。採取面積は25cm²である。

以下、調査結果の概要及び考察を述べる。

各地点の細胞数を2回の調査の平均値と比較すると、滄浪泉園が約534万/25cm²と最も多かった。貫井神社は約64万/25cm²、美術の森緑地は約54万/25cm²とほぼ同程度だった。

分類群別の割合を見ると貫井神社は紅藻綱が約7割で、3割が珪藻綱だった。滄浪泉園は約6割が紅藻綱で、4割が珪藻綱、藍藻綱と緑藻綱が若干を占めていた。美術の森緑地では珪藻綱が約9割と最も多く、緑藻綱が1割を占めていた。

優占種を見ると、貫井神社および滄浪泉園では紅藻綱のカワモズク科（シャントランシア期）、美術の森緑地では珪藻綱のツメケイソウ属が優占していた。

珪藻綱の指標性から見ると、ほぼ全てがきれいな水域にしか出現できない弱汚濁耐性種で、ニセコアミケイソウ、オビケイソウ属およびササノハケイソウ属が中汚濁耐性種であった。これらのことから、3地点とも汚濁のない良好な水質にあると考えられる。

滄浪泉園では珪藻類の出現種類数が多かった。採集環境が池の流入口付近であったことから、イチモンジケイソウ属などの湿地環境に出現する分類群も確認された。

(平成23年度版水質監視測定及び湧水調査報告書から)

魚の住める水質

野川の水質の項目でBODを調査しています。一般に、魚の住むことができる河川のBODは、5ppm以下といわれています。

もし仮に、私たちが普段食べている物を、河川等に流してしまったら、それをどれだけ

の水で希釈しないとイケないのか、食べ物で表してみました。

汚れぐあい		魚がすめる水質にするために必要な水の量は(お風呂 300ℓ)
もしこれを捨てたら	その汚れはBOD(mg/l)	
使用済天ぷら油(200ml)	1,500,000	200 杯分必要になります
牛乳(200ml)	78,000	10.4 杯分必要になります
味噌汁(200ml)	35,000	4.7 杯分必要になります
ラーメンのしる(200ml)	25,000	3.3 杯分必要になります

空間放射線量及び放射性物質の測定結果

小型放射線量測定器(DoseRAE2 PRM-1200)を使い、市内各所で大気中の空間放射線量の測定を実施しました。測定場所は、認可保育園(13園)、私立幼稚園(6園)、市立小学校(9校)、市立中学校(5校)、市立公園(4か所)の合計37か所で定期的に測定しました。測定値は、0.05~0.12 μ Sv/hの範囲で安定していました。

また、小金井市除染実施ガイドライン等に基づき、シンチレーションサーベイメータ(TCS-172B)を使い実施した詳細調査では、市の除染基準である0.23 μ Sv/hを超える局所的に放射線量が高い地点が11施設・46か所(0.25~0.87 μ Sv/h)ありましたが、速やかに除染作業を終え、安全を確認しています。

土壌等の放射性物質については、市内各所から29検体の試料を採取し、測定を実施しました。特段、問題のある数値は確認されませんでした。

土壌等の放射性物質測定結果

測定場所	測定日	測定物質	ヨウ素131	セシウム134	セシウム137	測定場所	測定日	測定物質	ヨウ素131	セシウム134	セシウム137
小金井第二小学校(校庭排水枡)	2012/3/29	堆積物	不検出	376	550	わかたけ保育園(砂場)	2011/12/14	砂	不検出	22	28
本町小学校(校庭)		芝	不検出	31	43	くりのみ保育園(砂場)			不検出	47	60
前原小学校(砂場)		砂	不検出	13	21	小金井保育園(プールわき側溝)			不検出	181	239
前原小学校(校庭)		土	不検出	33	50	さくら保育園(雨樋下)			不検出	658	862
南中学校(校庭)			不検出	29	31	緑小学校	落ち葉	不検出	50	55	
愛の園保育園(砂場)	2012/2/23	砂	不検出	26	41	緑小学校(ピオトープ)	2011/11/25	水	不検出	不検出	不検出
アスクむさし小金井保育園(砂場)			不検出	42	48	小金井第一小学校(ピオトープ)			不検出	不検出	不検出
しんあい保育園(砂場)			不検出	39	46	小金井第一小学校(ピオトープ)		泥	不検出	86	117
貫井保育園(砂場)			不検出	82	119	小金井第四小学校(ピオトープ)			不検出	61	68
ひまわり保育園(砂場)			不検出	40	46	前原小学校(ピオトープ)			不検出	137	171
けやき保育園(遊具置き場前)	2012/1/27	砂	不検出	43	62	緑小学校(プール)	水	不検出	不検出	不検出	
ひなぎく保育園(砂場)			不検出	22	25	南小学校(プール)		不検出	不検出	不検出	
東小学校(砂場)			不検出	32	39	緑小学校(校庭)	土	不検出	14	15	
小金井第二中学校(農園)		土	不検出	20	33	南小学校(校庭)		不検出	34	36	
緑中学校(腐葉土置き場)		落ち葉	不検出	85	119						

[単位:Ba/kg(ベクレル/キログラム)]

小金井市除染実施ガイドライン

1 目的

原発事故以来、環境中の放射線に対する不安が高まっている。そのため、本市において局所的に高い空間放射線量が測定された場合の対応について基本的な事項を定め、市施設における利用者等の安全・安心を図ることを目的とする。

2 目標とする線量

国際放射線防護委員会（ICRP）の勧告を受け、原子力安全委員会が定めた「環境放射線モニタリング指針」に基づき、年間の追加被曝量を1 mSv以下にすることを目指し、下記にあげる式により、**0.23 μ Sv/h以下**を目標とする数値とする。

追加被曝線量＝(空間放射線量－自然放射線量)×(16/24×0.4＋8/24×1)×24時間×
365日

※自然放射線量は、全国の平均的な値の0.04 μ Sv/hを採用。

※1日の生活パターンを屋外に8時間、木造家屋内に16時間いると仮定した場合。

※木造家屋内での空間放射線量は、屋外の40%に低減するものとする。

3 対象施設

本ガイドラインが対象とする施設は、市施設とする。

4 汚染状況の確認

(1)(1)測定器及び測定方法

東京都の所有するシンチレーションサーベイメータにより測定（地表5cm）する。

※測定場所は、対象施設の使用状況や住民要望を考慮して選定する。

(2)(2)目標とする空間放射線量を超えた場合の対応

空間放射線量が0.23 μ Sv/hを超えた場合、環境政策課に連絡し、除染方法等を協議のうえ、速やかに除染を実施する。

5 除染作業の実施方法

(1)(1)作業における注意事項

- ① なるべく作業を効率化し、長時間の作業とならないようにする。
- ② 防塵マスク、ゴム手袋・長靴、長袖などを着用する。
- ③ 作業後に手足、顔などの露出部分を良く洗い、うがいをする。
- ④ 作業後、屋内に入る際、靴の泥をなるべく落とすとともに、服を着替えるなど、泥、ちり、ほこりなどを持ち込まないようにする。

(2)除染作業の具体例

- ① 側溝や集水枡等では、泥などを除去した後、洗い流す。
- ② 落ち葉や腐葉土については、回収を行う。
- ③ 樹木等については、枝葉の剪定の実施、根元近くの表土削除等を行う。

(3)汚染物質の管理・保管

除染により生じた土壌等の汚染物質は、敷地内で管理することを原則とする。保管する際には飛散しないよう、フレコンバッグや土嚢袋（ビニール袋に入れ2重にする。）に入れる。できる限り耐水性や耐久性のあるものを使用する。

処分の方法は、土中に埋めるか、なるべく人の出入りのない倉庫等に保管する。土中に埋める場合は、ブルーシート等を敷き、埋設物の上に50cm以上の土をかぶせることとする。埋設場所は、記録しておく。

(4)保管場所の継続的なモニタリングの実施

土中に埋めた場合は地表5cmのところ、倉庫等に保管した場合は保管場所周辺の空間放射線量を測定し、線量が除染に係る基準値以下になっていることを確認する。また、定期的に継続してモニタリングを実施する。

6 除染後の対応

(1)除染作業後の効果の検証

除染場所の測定を実施する。目標とする $0.23 \mu\text{Sv/h}$ 以下となれば、目的を達成したものと判断する。

(2)空間放射線量が低減しない場合の措置

除染作業後も線量が低減しない場合は、立入を禁止する等の制限を設ける。当面は、継続的な測定を実施し、原因を明確にする。

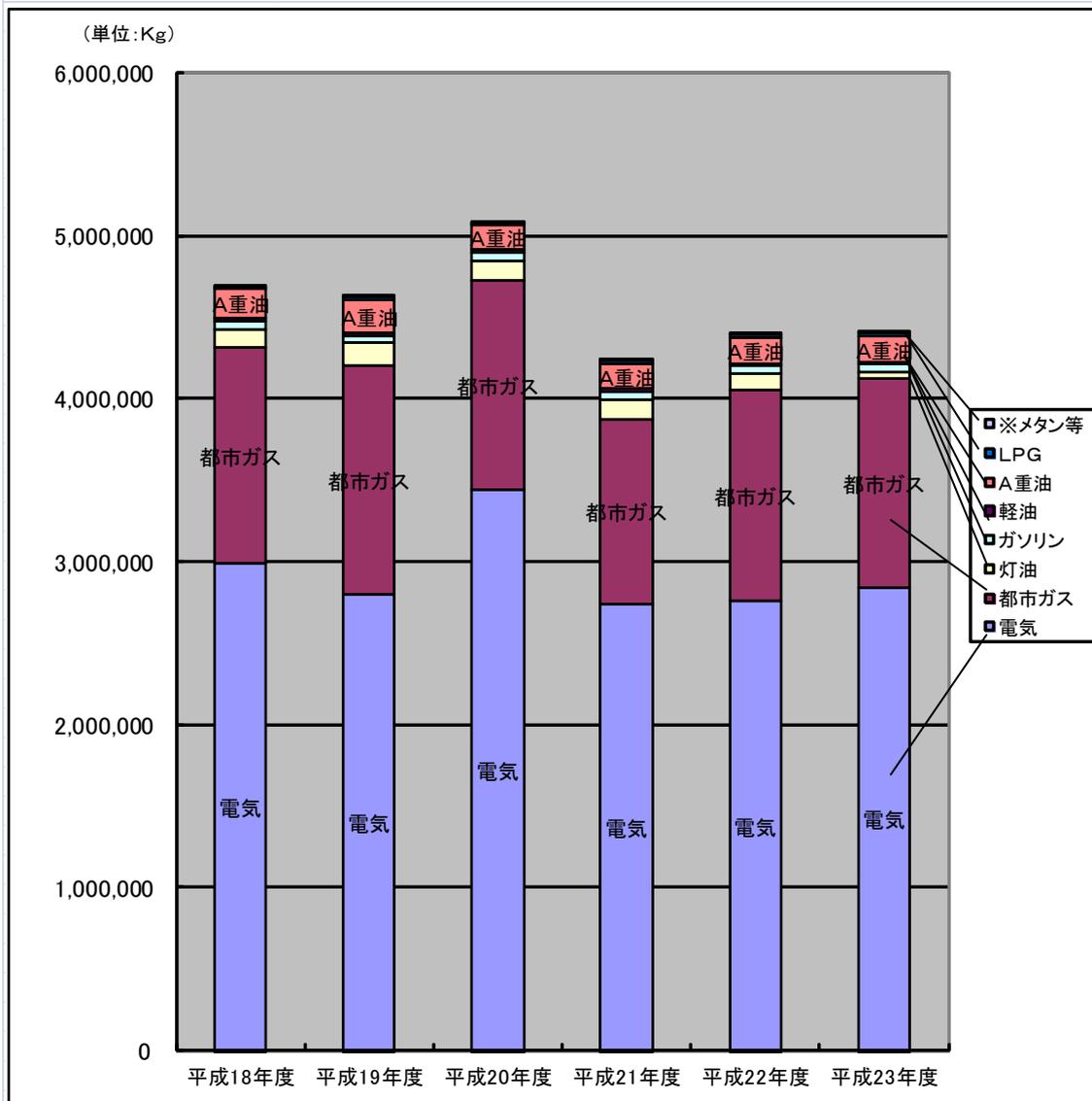
(3)除染場所の継続的なモニタリングの実施

地形などの原因により汚染が進行していた場所については、再度汚染される可能性があることから、一定期間、継続的なモニタリングを実施する。

平成23年度市庁舎等全ての公共施設（自動車含む）における温室効果ガス排出量

	(単位: Kg)					
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
電 気	2,982,588	2,792,594	3,437,112	2,737,040	2,750,274	2,834,471
都 市 ガ ス	1,328,679	1,409,495	1,287,624	1,135,720	1,296,417	1,282,333
灯 油	109,109	136,516	119,702	119,704	103,417	47,173
ガ ソ リ ン	47,052	42,844	51,780	46,400	47,326	47,906
軽 油	26,231	19,628	19,626	22,320	14,499	7,172
A 重 油	176,150	197,830	143,630	146,340	159,890	159,890
L P G	13,014	17,424	14,646	18,000	20,096	16,122
※メタン等	2,603	2,535	2,659	2,583	2,553	2,535
計	4,685,426	4,618,866	5,076,779	4,228,107	4,394,472	4,397,602
基準年対比(%)	基準年	△ 1.4	8.4	△ 9.8	△ 6.2	△ 6.1

※メタン等とは、二酸化炭素以外の温室効果ガスであるメタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボンを指す。



地球温暖化対策の推進に関する法律において地方公共団体の責務を定め、実行計画の策定、公表を義務付けています。

市では、平成19年3月に地球温暖化対策実行計画（市役所版）を策定し、平成23年3月に改定しています。

市の削減目標は、基準年度を平成18年度と定め、平成26年度までに市施設から排出する温室効果ガスを10%削減することを目標としています。

基準年度	平成18年度	排出量	4,685,426kg	
	平成19年度	排出量	4,618,866kg	1.4%削減
	平成20年度	排出量	5,076,779kg	8.4%増加
	平成21年度	排出量	4,228,107kg	9.8%削減
	平成22年度	排出量	4,394,472kg	6.2%削減
現在の進捗状況	平成23年度	排出量	4,397,602kg	6.1%削減
目標値	平成26年度	排出量	4,215,000kg	10.0%削減

平成23年度は、基準年の平成18年度に対して6.1パーセントの削減でした。

雨水貯留施設設置費補助金制度

市では、平成18年度から、一般住宅の雨水を一時ためて打ち水、庭木の水やり、洗車などに使うための雨水貯留施設（雨水タンク）に補助金を出し、水道水の節水と雨水の有効利用を促進させています。

年度別補助件数

年度	補助件数	交付実績額
平成18年度	9件	194,230円
平成19年度	6件	81,310円
平成20年度	13件	216,570円
平成21年度	20件	293,850円
平成22年度	10件	233,370円
平成23年度	19件	296,200円

雨は自然の恵みです。雨水を有効利用しましょう。

補助対象：市内に建築物を所有、又は使用している方で、雨水貯留施設を購入し設置した方。

補助金額：購入金額（本体価格）の2分の1に相当する額で、3万円を上限とする。（年度内の申請は1回で最大2基まで。再申請までは3年以上の期間）

住宅用新エネルギー機器等普及促進補助金制度

市では、地球温暖化の原因である温室効果ガスを削減するため、平成22年度から太陽光発電設備などの住宅用新エネルギー機器を設置した方に対して、補助金を交付していません。

補助対象者は、市内に自ら居住するための住宅を所有、又は使用している方で、住宅用新エネルギー機器を自家用として設置した方で、補助対象機器は住宅用太陽光発電システム、高効率給湯器、燃料電池です。また、1件当たりの補助金額は下記の通りです。

区 分	補助金額
住宅用太陽光発電システム	1キロワット当たり30,000円とし、100,000円を限度とする。
高効率給湯器	30,000円
燃料電池	50,000円

平成23年度の補助実績は下記の通りです。

平成23年度補助実績

区 分	補助件数	交付実績額
住宅用太陽光発電システム	116件	10,721,000円
高効率給湯器	215件	6,450,000円
燃料電池	4件	200,000円
合計	335件	17,371,000円

グリーン購入について

市役所内での23年度のグリーン購入状況率（資料編参照）

1 市全体

平成22年度集計に比べグリーン購入率は2.2%減少し27.3%という数字になりました。全購入額が約1千550万円の増額、そのうちグリーン購入は約570万減額となり、合計購入率を落とす結果となりました。

2 分類別

12分類では、文書保存箱と自動車が100%です。用紙・納入印刷の紙類については意識が高いのですが、さまざまな業務で多様な紙の種類を使うために100%は目指していますが達成は難しいと考えます。（各部のパーセンテージ参照）

部名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	合計額
	用紙	文具・事務	文書保存	機器類	OA機器	照明	自動車	制服・作業着	寝装・寝具	納入印刷	衛生用品	その他	平均
企画財政部	94,059	232,841	0	0	92,820	0	0	0	0	20,622,177	0	11,151	21,053,048
	110,069	697,106	0	18,165	549,727	0	0	0	0	20,657,069	34,020	486,500	22,552,656
	85.5%	33.4%	0.0%	0.0%	16.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	99.9%	0.0%	2.3%	93.4%
総務部	619,167	963,869	225,120	8,925	0	53,418	0	1,163,967	0	1,826,050	345,186	1,123,337	6,319,039
	625,744	1,991,823	225,120	149,597	122,225	492,376	0	1,801,590	31,920	1,827,320	9,660,271	57,007,223	73,936,209
	98.9%	47.9%	100.0%	6.0%	0.0%	10.8%	0.0%	64.6%	0.0%	99.9%	3.6%	2.0%	8.5%
市民部	749,552	3,954,549	0	670,740	391,570	46,329	0	0	0	7,160,029	104,160	623,376	13,700,305
	804,530	5,810,285	0	898,769	548,650	151,182	0	0	0	16,676,263	107,045	7,900,052	32,896,776
	93.2%	68.1%	0.0%	74.6%	71.4%	30.6%	0.0%	0.0%	0.0%	42.9%	97.3%	7.9%	41.6%
環境部	317,506	765,954	28,140	173,250	282,880	60,081	950,250	135,061	0	4,210,275	1,020,516	1,865,081	9,808,994
	379,939	1,457,308	28,140	1,019,762	446,218	60,238	950,250	222,306	0	4,458,652	1,041,421	25,322,384	35,386,618
	83.6%	52.6%	100.0%	17.0%	63.4%	99.7%	100.0%	60.8%	0.0%	94.4%	98.0%	7.4%	27.7%
福祉保健部	800,597	1,113,167	0	0	838,459	24,696	0	0	0	7,701,034	110,744	1,323,276	11,911,973
	831,576	2,692,714	0	67,834	850,891	37,149	0	0	0	8,208,946	5,325,601	2,577,020	20,591,731
	96.3%	41.3%	0.0%	0.0%	98.5%	66.5%	0.0%	0.0%	0.0%	93.8%	2.1%	51.3%	57.8%
子ども家庭部	591,383	2,730,514	0	1,308,603	997,5	45,680	0	111,036	0	844,242	313,674	1,433,739	7,388,846
	617,532	5,534,657	0	1,495,766	997,5	66,633	0	197,383	0	1,036,501	1,300,735	12,699,396	22,958,578
	95.8%	49.3%	0.0%	87.5%	100.0%	68.6%	0.0%	56.3%	0.0%	81.5%	24.1%	11.3%	32.2%
都市整備部	397,458	463,534	0	12,831	3,708	0	0	21,943	0	498,912	3,255	471,491	1,873,132
	402,708	862,089	0	19,341	3,708	0	0	74,522	0	588,581	3,255	1,581,728	3,505,932
	98.7%	53.8%	0.0%	66.3%	100.0%	0.0%	0.0%	29.4%	0.0%	89.3%	100.0%	29.8%	53.4%
開発事業本部	56,203	142,562	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	198,765
	56,203	316,291	0	0	0	0	0	0	0	0	0	18,445	390,939
	100.0%	45.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.8%
会計課	23,693	47,301	0	0	0	0	0	0	0	420,000	0	0	490,994
	23,693	129,269	0	0	0	0	0	0	0	420,000	0	0	572,962
	100.0%	36.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	85.7%
学校教育部	370,379	657,726	0	1,517,331	1,732,055	0	0	943,760	0	1,400,204	0	7,468,726	14,090,181
	379,869	2,299,031	0	47,179,694	1,967,045	2,906	0	1,268,969	49,140	1,985,699	55,607	62,190,077	117,378,037
	97.5%	28.6%	0.0%	3.2%	88.1%	0.0%	0.0%	74.4%	0.0%	70.5%	0.0%	12.0%	12.0%
小学校	2,588,806	9,378,798	0	1,712,078	480,970	202,637	0	5,199	0	1,688,059	827,174	701,727	17,555,448
	2,609,435	20,383,329	0	1,906,559	1,056,131	296,958	0	199,133	22,848	1,678,009	1,465,555	34,171,806	63,789,763
	99.2%	46.0%	0.0%	89.8%	45.5%	68.2%	0.0%	2.6%	0.0%	98.8%	56.4%	2.1%	27.5%
中学校	2,000,299	4,562,438	5,821	1,678,551	0	162,226	0	9,765	0	1,771,697	319,410	1,889,966	12,400,173
	2,000,299	9,261,724	5,821	1,981,919	23,058	244,371	0	9,765	0	1,886,083	321,300	29,982,163	45,716,503
	100.0%	49.3%	100.0%	84.7%	0.0%	66.4%	0.0%	100.0%	0.0%	93.9%	99.4%	6.3%	27.1%

部名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	合計額 平均%
	用紙	文具・事務	文書保存	機器類	OA機器	照明	自動車	制服・作業着	寝装・寝具	納入印刷	衛生用品	その他	
生涯学部	214,930	1,192,212	5,292	0	0	64,506	0	578	0	1,318,926	253,308	2,165,927	5215.679
	214,930	2,166,155	5,292	138,695	544,705	65,502	0	578	0	1,601,869	357,880	9,022,494	14,118,100
	100.0%	55.0%	100.0%	0.0%	0.0%	98.5%	0.0%	100.0%	0.0%	82.3%	70.8%	24.0%	36.9%
講義事務局	89,771	96,685	0	0	6,825	0	0	0	0	1,159,399	0	26,420	1,379,100
	89,771	241,343	0	48,405	32,665	0	0	0	0	1,159,399	5,669	1,709,179	3,286,431
	100.0%	40.1%	0.0%	0.0%	20.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	1.5%	42.0%
選挙管理委員会 事務局	19,110	266,055	0	0	0	0	0	0	0	1,756,331	65,100	0	2,106,596
	20,107	379,185	0	0	0	0	0	0	0	2,126,839	65,100	928,727	3,519,958
	95.0%	70.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	82.6%	100.0%	0.0%	59.8%
監査委員事務局	0	16,348	0	0	0	0	0	0	0	48,720	0	0	65,068
	0	36,866	0	0	0	0	0	0	0	48,720	0	0	85,586
	0.0%	44.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	76.0%
農業委員会事務 局	12,639	11,250	0	0	16,800	0	0	0	0	38,850	0	0	79,539
	24,609	41,985	0	0	34,335	0	0	2,679	0	49,875	0	47,986	201,469
	51.4%	26.8%	0.0%	0.0%	48.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	77.9%	0.0%	0.0%	39.5%
市合計	8,945,552	26,585,803	264,373	7,082,309	3,856,062	659,573	950,250	2,391,309	0	52,434,905	3,362,527	19,104,217	125,636,880
	9,191,014	54,301,160	264,373	54,924,506	6,189,333	1,417,315	950,250	3,776,925	103,908	64,379,825	19,743,459	245,645,180	460,887,248
	97.3%	49.0%	100.0%	12.9%	62.3%	46.5%	100.0%	63.3%	0.0%	81.4%	17.0%	7.8%	27.3%

グリーン購入額：円
全購入額：円
グリーン購入比率：%

環境行動チェックシート

市では、平成19年3月に環境にやさしい行動を心がけていただくためにチェックシートを作成しました。

チェックシート(市民用)		実践度チェック欄		
		第1回	第2回	第3回
日常生活での環境行動チェック 月に一回ずつ、3回にわたって、家の中や出かけるときなどで、どれだけ環境に配慮した取組をやっているか、チェックしてみてください。		月	月	月
実践度 よくできている・・・○ あまりできていない・・・△ まったくできていない・・・× 該当しない・・・▼		日	日	日
家のなかやその周りで	1 庭やベランダなどで、緑や草花などを取り入れる			
	2 雨水をバケツなどにためておき、庭や植木などにまく			
	3 こまめに水道の蛇口をしめる			
	4 風呂の水を再使用する			
	5 洗剤は極力石けんを使用するとともに、合成洗剤は必要以上に使わないように努める			
	6 生ごみの水切りを励行する			
	7 不必要な電源のつけっぱなしはやめる			
	8 冷暖房や給湯の温度設定は控えめにする			
出かけるとき	9 自動車のかわりに徒歩・自転車・公共交通を利用する			
	10 アイドリングストップに取り組む			
	11 たばこ・空き缶等のポイ捨てや歩行喫煙をやめる			
買うモノとき	12 使い捨て製品は買い控える			
	13 物品の購入時には、マイバッグを持参する			
	14 省エネ製品を選択する			
捨てるモノとき	15 可能なものは修理して使う			
	16 分別を徹底する			
	17 コンポスト化(堆肥化)など生ごみの有効利用を図る			
する域とき活動	18 水辺の緑地・ビオトープなどの清掃活動や管理活動に参加する			
	19 地域清掃・ボランティア活動に参加する			
	20 環境学習活動や自然観察会・環境体験イベントなどに参加する			
●やってみて気づいたこと		○の合計	○の合計	○の合計

チェックシート(事業者用)		実践度チェック欄		
		第1回	第2回	第3回
事業活動での環境行動チェック 月に一回ずつ、3回にわたって、事業活動の中で、どれだけ環境に配慮した取組をやっているか、チェックしてみてください。		月	月	月
実践度 よくできている・・・○ あまりできていない・・・△ まったくできていない・・・× 該当しない・・・▼		日	日	日
事業所のなかやその周りで	1 雨水をバケツなどにためておき、庭や植木などにまく			
	2 敷地内の屋上緑化・壁面緑化などに務める			
	3 建築物や野外広告物は、周囲の街並みと調和させる			
	4 両面コピー、裏紙利用、封筒再利用など紙使用量の削減に工夫する			
	5 冷暖房や給湯の温度設定は控えめにする			
	6 昼休みにはオフィスの照明・OA機器を消す			
	7 「クールビズ」や「ウォームビズ」を取り入れる			
	8 エネルギー効率のよい機器を導入する			
	9 従業員・職員に対する環境教育を進める			
	10 環境行動の実施状況を点検する			
	11 アイドリングストップに取り組む			
	12 荷物の積み過ぎをしない			
	13 井戸水を適正に利用する			
	14 騒音・振動・悪臭などをおこさないように配慮する			
	15 化学物質などの適正な管理を行う			
	16 生ごみの水切りを励行する			
	17 分別を徹底する			
地域貢献として	18 水辺の緑地・ピオトープなどの清掃活動や管理活動に参加する			
	19 地域清掃・ボランティア活動に参加する			
	20 NPOなどによる環境活動に参加する			
●やってみて気づいたこと		○の合計	○の合計	○の合計

小金井市環境保全実施計画

小金井市環境保全実施計画は、小金井市環境基本計画が目指す環境像「緑・水・生きもの・人・・・わたしたちが心豊かにくらすまち小金井」を実現するために掲げる基本目標を実現するための市の事業における具体的な取組を、体系ごとに取りまとめたものです。

この計画については3年ごとに見直しを行っており、市の事業内容や進捗状況の実態に応じて、取組の方向性や事業の具体的な内容の記述を必要に応じて見直すとともに、向こう3年間の各事業の実施計画を立てており、現在は平成23年度から25年度の3年間の実施計画中となっています。

小金井市環境保全実施計画（平成23～25年度）

環境基本計画 体系	取組の方向性	実施計画年次			事業の 具体的内容	課名
		23年度	24年度	25年度		
1 意識・情報・学習・行動のネットワークをつくる						
1-1 環境学習の推進						
1-1-1 学習 の場、人材、情報 のネットワーク化 と連携を進める	学習の場、人材、情報のネットワーク化と連携を進める。	継続	継続	継続	環境博覧会等で行っている。	環境政策課
	市民の自主的活動を支援する。	継続	継続	継続	社会教育関係団体登録・出前講座	生涯学習課
1-1-2 環境 学習の構想・計画 をつくり、進める	環境学習を行う人材登録と提供をする。	継続	継続	継続	人材の把握に努め、学校に紹介する。	指導室
	環境学習を行う人材登録と提供の仕組みづくりをする。	継続	継続	継続	人材、団体の把握に努める。	環境政策課 生涯学習課
	学習活動のリーダーやコーディネーターとなる人材育成を支援する。	継続	継続	継続	人材の把握に努める。	生涯学習課
	環境学習関連資料の提供をする。	継続	継続	継続	環境教育にかかわる資料を学校に提供する。	指導室
	環境学習関連資料の整備・提供をする。	継続	継続	継続	環境学習プログラムに役立つテーマ別蔵書紹介を行う。	図書館
	環境教育推進にかかわる教員の研修会を開催する。	継続	継続	継続	環境教育推進委員会の開催	指導室

1-1-2 環境学習の構想・計画をつくり、進める	体験学習や観察会・講座を開催する。	継続	継続	継続	成人大学、成人学校、子ども体験教室	公民館
	体験学習や観察会・講座・講習会を開催する。	継続	継続	継続	講習会等の開催を後援する。	環境政策課
1-2 パートナーシップ・ネットワークづくり						
1-2-1 環境保全活動のネットワークとコーディネートを進める	環境市民会議等を通じた団体間のコミュニケーション（講座・学習会等の開催）を促進する。	継続	継続	継続	講座、学習会、環境博覧会、施設見学会等を協働で行っている。	環境政策課
1-2-2 市・市民・事業者の協働を推進する	市民・事業者・行政等との情報共有や意見交換の仕組みを整備する。	継続	継続	継続	取組の一つとして、環境博覧会を開催している。	環境政策課
1-2-4 広域的な連携を進める	広域的な環境問題に対応するため他地域と連携する。	継続	継続	継続	各種協議会に参加する。	環境政策課
1-3 情報の積極的な活用						
1-3-1 環境情報を収集・整備し、提供する	利用者が活用しやすい環境情報を収集・整備・提供する。	継続	継続	継続	ホームページ等で情報発信する。	環境政策課
1-3-2 効果的な情報発信を工夫する	市民のライフスタイルの多様化に合わせた効果的な情報発信を検討する。	継続	継続	継続	ホームページ等で情報発信する。	環境政策課
1-3-3 情報を行動に結びつけるコーディネートを進める	市内の自然環境や生きものに関する情報を提供する。	継続	継続	継続	湧水調査をし、環境報告書等に記載する。	環境政策課
	環境行動指針を普及、啓発する。	継続	継続	継続	市報等で啓発する。	環境政策課
2 緑を守り育てる						
2-1 緑の保全						
2-1-1 永続的でまとまった緑地を保全する	緑の基本計画の推進等によりまとまった緑地を保全する。	充実	継続	継続	国分寺産線の緑が面的に確保されるように努め、緑と景観、湧水の保全が図られるようにする。	環境政策課

2-1-3 緑の 管理と活用を進め る	緑の現況に関する調査をする。	継続	継続	継続	基礎データの調査をする。	環境政策課
	保存生垣指定や保存樹木指定等の制度を活用する。	継続	継続	継続	保存樹木の内一定規模の巨樹のリスト作成	環境政策課
	宅地開発等指導要綱により緑地を保全する。	継続	継続	継続	まちづくり条例に規定する指定開発事業を行う場合、敷地面積の3%又は6%の緑地・公園を設置する。	まちづくり推進課
	市民や専門家と連携し、緑地の保全・整備方針を検討する。	継続	継続	継続	緑地保全対策審議会での検討や環境市民会議との連携など多面的な連携を進めていく。	環境政策課
	市民参加（ボランティア）による公園等の管理を普及・啓発する。	継続	継続	継続	清掃、剪定、花壇の維持等をボランティアの協力を得て推進する。	環境政策課
	市民緑地制度の活用の可能性を検討する。	継続	継続	継続	土地所有者の要望に基づき緑の基本計画の緑地の保全の施策に沿うものを検討する。	環境政策課
	雑木林の保全に努める。	継続	継続	継続	公共緑地として保全に協力する。	環境政策課
2-2 緑の創造						
2-2-1 新たな公園緑地等を確保する	公園整備事業により緑地を確保する。	継続	継続	継続	公共緑地として保全に協力する。	環境政策課
	沿道や遊歩道などの植栽や街路樹など連続性をもたせるようなまちづくりをする。	継続	継続	継続	都市計画道路の整備に当たっては、歩道に植樹帯等を設け、街路樹を植栽する。	道路管理課
	大型店舗や集合住宅などの駐車場等の緑化を促す。	継続	継続	継続	開発における工事には、小金井市環境配慮計画書の提出を事業者に求め緑化を促す。	環境政策課

2-3 まちづくりにおける農の活用						
2-3-1 農地を保全・活用する	農業の担い手の支援・育成をする。	継続	継続	継続	年間を通じ簿記講習会等を行い、農業経営の効率化を図る。認定農業者となった者から担い手支援を図っていく。	経済課 農業委員会
	生産緑地を保全する。	継続	継続	継続	都市計画公園と重複している箇所は、積極的な取得に努め、公園として整備を図る。	環境政策課 経済課 農業委員会
	市民と農業者の連携による援農と交流のしくみづくりをする。	継続	継続	継続	体験型市民農園を通じ、農業への理解と興味を育み、農業者と市民との交流を深めている。	経済課 農業委員会
	借地契約等により市民農地を開設する。	継続	継続	継続	園芸を通じ土に親しみ、生産の喜びを味わい、余暇生活の実現に資する。	経済課
	環境保全型農業事業を促進する。	継続	継続	継続	バイオマス事業の推進を図る。	経済課 農業委員会
2-3-3 食糧の自給と安全性を確保する	地場野菜の利用・流通支援等により地産地消を促進する。	継続	継続	継続	一日生活教室を通じ、庭先販売の地場野菜を使った料理講習会を開催。地場野菜への興味を促すと共に、新たな作物を小金井のブランドに向けて模索する。	経済課 農業委員会
3 地下水・湧水・河川の水循環を回復する						
3-1 地下水・湧水に関する現況把握						
3-1-1 地下水・湧水の現況を把握する	地下水水質の定期的・継続的な調査・監視をする。	完了	-	-	定期的な水質の検査により「より安全なおいしい水」を届ける。	水道課
	地下水水質の定期的・継続的な調査・監視をする。	継続	継続	継続	定期的な水質の検査をする。	環境政策課

3-1-1 地下水・湧水の現況を把握する	湧水調査をする。	継続	継続	継続	3か所の湧水調査を行っている。	環境政策課
	定期的・継続的なモニタリングを可能にするため市民・研究機関等との連携など必要な仕組みを整える。	継続	継続	継続	環境市民会議や東京都土木技術センターの井戸・湧水調査と連携・協力を行なう。	環境政策課
3-1-2 地下水・湧水についての情報を整理・分析・提供する	飲料水や地下水についての情報提供をする。	完了	-	-	水質検査の結果を東京都ホームページで公表する。市民からの水質苦情に対する情報提供を行う。	水道課
	地下水・湧水についての情報整理・分析をする。	継続	継続	継続	井戸14地点湧水1地点の水質測定を年4回行い、地下水保全会議等を通じて結果を分析している。	環境政策課
3-2 地下水・湧水の保全						
3-2-1 地下水水位を確保する	雨水浸透施設等設置を促進する。	継続	継続	継続	市民に設置の協力をお願いし、昭和63年8月以前の建築物を既存建物とし、助成金を交付する。	下水道課
	雨水タンクその他の市民・地域の取組の支援・促進をする。	継続	継続	継続	雨水貯留施設設置費補助制度により行う。	環境政策課
3-2-2 地下水脈の分断を防止する	地下水及び湧水を保全する条例に基づく地下水影響工事に係る書類提出の仕組みの整備と運用する。	継続	継続	継続	提出された書類に基づき地下水保全会議の意見を聴き、必要に応じて地下水への配慮を求める通知を行う。	環境政策課
3-2-3 地下水水質を保全する	地下水水質監視する。	継続	継続	継続	井戸14地点湧水1地点の水質を年4回測定する。	環境政策課
3-3 河川環境の保全						

3-3-2 河川水質を保全・回復する	合流式下水道を改善する。	継続	継続	継続	雨水吐き室にきょう雑物などの除去装置等の設置及び雨水浸透ますの設置を推進することにより越流水の水質を監視する。	下水道課
3-5 水の循環的利用						
3-5-1 節水を進める	日常生活や事業活動における節水の啓発をする。	完了	-	-	市報・ホームページ・水道週間行事等	水道課
	節水型機器・製品の普及促進をする。	完了	-	-	節水コマ無料配布	水道課
	日常生活や事業活動における節水の啓発をする。	-	実施	継続	環境行動指針の啓発などを通じ環境負荷軽減を図る。	環境政策課
3-5-3 地下水の適正利用を進める	災害時利用のための井戸の管理	継続	継続	継続	防災井戸や災害用井戸を適正に管理する。	地域安全課
3-6 市民等の啓発と連携						
3-6-1 情報収集や保全活動を連携して進める	地下水や湧水のモニタリングや学習活動を協働して進める。	継続	継続	継続	環境市民会議による地下水・湧水のモニタリングや環境講座を支援する。	環境政策課
4 自然環境を一体的に保全する						
4-2 生物の多様性の保全						
4-2-1 生息空間を保全・創造する	湧水地生態系を調査する。	継続	継続	継続	湧水地の生き物の調査を行う。	環境政策課
	ビオトープを学校と地域市民と協働してつくる。	継続	継続	継続	小学校や野川自然再生事業（都）で行う。	環境政策課
5 公害を未然に防止する						
5-1 公害対策						
5-1-1 大気汚染対策を進める	工場・指定作業場に対する排出抑制のための設備改善・設置助成をする。	継続	継続	継続	小金井市小口事業資金融資あっせん制度により利子の一部を補助する。	経済課

5-1-1 大気汚染対策を進める	公用車等に低公害車の導入を促進する。	継続	継続	継続	車両の買い換えの際などに環境負荷の少ない車両を購入するよう指導する。	環境政策課
	公共交通や徒歩・自転車への転換促進をする。	継続	継続	継続	CoCoバスの運行による自家用車運転抑制	交通対策課
	駐輪場の整備・駐輪台数の確保（レンタルサイクルを行い自転車の有効利用を図る）	継続	継続	継続	JR中央線の高架下を利用する。	交通対策課
5-1-2 水質汚染対策を進める	工場・事業所への排水規制をする。	継続	継続	継続	法等に基づく排水の監視及び立入検査を実施する。	下水道課
5-1-3 土壌・地下水汚染対策を進める	化学物質の適正管理を促進する。	継続	継続	継続	使用している事業所から報告をもらう。	環境政策課
	除草剤の適正使用を指導する。	継続	継続	継続	市民等に広報を行う。	環境政策課
	低農薬で安全な作物の生産を推奨する。	継続	継続	継続	残留農薬検査に対し補助を行い、低農薬で安全な作物の生産を推奨する。	経済課 農業委員会
5-1-4 その他の生活環境保全対策を進める	地区計画制度、建築協定によるまちづくりを推進する。	継続	継続	継続	まちづくり条例により、地区計画制度、建築協定の作成手続き等の支援を行う。	まちづくり推進課
	苦情処理・相談機能を充実する。	継続	継続	継続	研修参加等により情報収集に努め相談等の充実を図る。	環境政策課
	空間放射線量を測定し、市民等への情報提供をする。	継続	継続	継続	市報、ホームページによる情報提供をする。	環境政策課
	放射能測定	継続	継続	継続	食品の放射能測定を希望する市民に対し、市と協定を結んだ団体が測定する。	経済課
5-2 有害化学物質対策						

5-2-1 化学物質を適正管理する	教室等公共施設のシックハウス状況の調査測定・改善をする。	継続	継続	継続	机・椅子・コンピュータ等の備品購入の際、調査測定をする。	学務課 保育課
	適正管理化学物質に係る指導をする。	継続	継続	継続	使用している事業所から報告をもらう。	環境政策課
	PRTTRや環境確保条例に基づく情報提供をする。	継続	継続	継続	ホームページによる情報提供をする。	環境政策課
	化学物質に関するデータベースの整備活用と市民等への情報提供をする。	継続	継続	継続	ホームページによる情報提供をする。	環境政策課
	化学物質の環境リスク情報の公開をする。	継続	継続	継続	ホームページによる情報提供をする。	環境政策課
	アスベスト排出等作業届出受付と現場立会いをする。	継続	継続	継続	届出受付は2,000㎡以下の場合のみ行う。	環境政策課
5-3 ヒートアイランド対策						
5-3-2 緑地や水面を確保する	屋上緑化・壁面緑化を進める。	継続	継続	継続	各小・中学校を対象に行う。	庶務課
	校庭の芝生化を進める。	実施	実施	実施	各小・中学校を対象に行う。	庶務課
5-3-3 建物敷地・道路・建築物のコンクリートやアスファルト舗装を見直す	透水性舗装など道路舗装を進める。	継続	継続	継続	歩道の透水性舗装・浸透ますの設置を行う。	道路管理課
6 小金井らしい景観をつくる						
6-1 小金井らしい景観の確保						
6-1-1 小金井らしい景観を保全する	市民と景観形成を考えていく。	継続	継続	継続	まちづくり条例の諸制度の周知に努める。	まちづくり推進課
6-1-2 まちの美化を進める	ポイ捨ての防止などの普及啓発・環境美化を推進する。	継続	継続	継続	不法投棄厳禁・ポイ捨て禁止等の啓発看板を設置する。	ごみ対策課
	ごみ出しマナーの向上に向けた普及啓発をする。	継続	継続	継続	ごみリサイクルカレンダー、市報等に掲載しPRする。	ごみ対策課

6-1-2 まちの美化を進める	屋外広告物のマナーの向上に向けた普及啓発をする。	継続	継続	継続	パンフレットを作成し配布する。	道路管理課
	アダプトプログラムを進める。	継続	継続	継続	市民と市がお互いの役割分担を定め、両者のパートナーシップのもとで、事業を行う。	企画政策課 環境政策課 道路管理課 ごみ対策課
6-2 歴史的・文化的遺産の保全						
6-2-1 歴史的・文化的遺産の保全・継承する	玉川上水・五日市街道等の歴史的風致の保全について情報提供や親しむ機会を作る（国指定史跡玉川上水及び名勝小金井桜の保全）	継続	継続	継続	文化財センターで企画展を開催することや文化財めぐりで現地を見てもらう。	生涯学習課
6-2-1 歴史的・文化的遺産の保全・継承する	農地・屋敷林・社寺・ハケの緑地の保全をする。	継続	継続	継続	緑地保全については関係課と相互の調整を図る。法に基づく適正な農地の肥培管理を促す。	経済課 農業委員会
	農地・屋敷林・社寺・ハケの緑地の保全をする。	継続	継続	継続	制度を活用した保全を図る。農地・屋敷林等について相互の調整を図る。	環境政策課 農業委員会
	歴史的・文化的遺産についての情報や親しむ機会を提供する。	継続	継続	継続	文化財センターでの展示、各種講座、文化財めぐり等の実施	生涯学習課
6-2-2 歴史的・文化的遺産をまちづくりに活かす	水田・用水路復活として自然再生事業を支援する。	継続	継続	継続	野川自然協議会に参加する。	環境政策課
6-3 環境と共生する都市づくり						
6-3-1 環境に配慮した都市整備を進める	駐輪場の整備をして自転車利用のまちづくりをする。	継続	継続	継続	慢性的に駐輪場が不足している状態で、空いている土地もないためJR中央線の高架下利用を検討する。	交通対策課

6-3-2 環境に配慮した施設の整備を進める	環境に配慮した建物の整備促進（省資源・省エネルギー・雨水浸透・雨水利用・緑化・自然エネルギーの活用など）をすすめる。	継続	継続	継続	開発における工事には、小金井市環境配慮計画書の提出を事業者に求め推進していく。また、公共施設の建設・改修工事には、環境に配慮した物を使用し、省エネルギーの電気機器等、また、多摩産木材を使用するように推進する。	環境政策課
	環境に配慮した建物の整備促進（省資源・省エネルギー・雨水浸透・雨水利用・緑化・自然エネルギーの活用など）をすすめる。	継続	継続	継続	雨水を活かしたまちづくりのため雨水浸透ます及び雨水貯留槽の設置を推進する。	下水道課 環境政策課
	環境に配慮した公共施設整備促進（省資源・省エネルギー・雨水浸透・雨水利用・緑化・自然エネルギーの活用など）をすすめる。	継続	継続	継続	公共施設の建設・改修工事には、環境に配慮した施設整備を促進する。	建築営繕課
7 ごみを出さない暮らしとまちをつくる						
7-1 ごみを出さない						
7-1-1 ごみになるものは作らない・売らない・買わない	簡易包装や量り売りの励行等による包装材の削減、ノーレジ袋デーの実施によるマイバッグ持参の奨励等を行なう。	継続	継続	継続	リサイクル推進協力店認定制度をPRし事業者と市民が協働して実現するように啓発する。	ごみ対策課
	分別等の指導による事業系ごみの減量及び資源化	継続	継続	継続	事業所のごみの排出状況調査と指導を行う。	ごみ対策課

7-1-1 ごみになるものは作らない・売らない・買わない	ごみにならない製品選択についての情報提供をする。	継続	継続	継続	市報ごみリサイクル特集号、市ホームページ等で行う。	ごみ対策課
	マイバック持参の奨励	継続	継続	継続	スーパーの店頭や駅頭において啓発用グッズを配付し、マイバック持参を奨励する。	経済課
7-1-2 ライフスタイルを変える	ごみを出さないライフスタイルの普及啓発、ノーレジ袋デーの実施	継続	継続	継続	市報ごみリサイクル特集号、市ホームページ等で行い、またノーレジ袋デーキャンペーンを実施する。	ごみ対策課
7-2 資源循環の推進						
7-2-1 リユースを進める	リユース（再使用）できる製品や取り扱っている販売店（リサイクル協力店）に関する情報提供をする。	継続	継続	継続	市報ごみリサイクル特集号市ホームページ等で行う。	ごみ対策課
	市報によるごみ減量及び資源化の啓発をする。	継続	継続	継続	市報ごみリサイクル特集号にごみの処理量や処理経費を掲載し周知する。	ごみ対策課
	環境学習関連資料を提供する。	継続	継続	継続	環境教育にかかわる資料を学校に提供する。	指導室
7-2-3 品目ごとのリサイクルのルート構築と円滑な運用を進める	市民が効果を実感できるリサイクルのあり方を検討する。	継続	継続	継続	家庭で不用となった品物を必要な方に有効活用していただく、不用品交換コーナーを設置する。リサイクルルバザーや食器リサイクル事業を実施する。消費者団体を支援し、再利用・再資源・省資源化を推進する。	経済課

7-2-4 資源循環に配慮した製品の製造・販売・購入を進める（グリーン購入）	グリーン購入についての普及啓発をする。	継続	継続	継続	ホームページ等を活用し市民に対し普及啓発する。	環境政策課
	率先したグリーン購入（小金井市グリーン購入基本方針）を推進する。	継続	継続	継続	庁内のグリーン購入実績をホームページで公表し市の取り組みとして報告する。	環境政策課
7-3 適正な処理						
7-3-1 環境負荷の少ない収集運搬・中間処理・最終処分を目指す	廃棄物処理の環境負荷削減など廃棄物の適正処理の取組をする。	継続	継続	継続	プラスチックごみのケミカルリサイクル化や金属類の再資源化による埋立て量の削減をする。	ごみ対策課（中間処理場）
	収集車両による環境負荷を削減する。（ディーゼル車から天然ガス車及びアイドリングストップ装置装着）	継続	継続	継続	車両の買い換えの際などに環境負荷の少ない車両を購入する。	ごみ対策課
7-3-3 新たな処理・処分施設のあり方を検討する	新ごみ処理施設（平成29年4月稼働予定）の建設計画を実施する。	継続	継続	継続	平成22年3月31日付けで新ごみ処理施設の建設場所を「二枚橋焼却場跡地」に行政決定したことに伴い、引き続き建設実現のために不可欠な2点の課題（関係市のご理解・ご協力を得ること及び周辺住民との信頼関係の構築を図ること）の解決に取り組む。	ごみ対策課
7-4 有機系廃棄物の循環利用						
7-4-1 生ごみの肥料化・堆肥化を進める	生ごみ肥料化対策による生ごみの資源化を促進する。	継続	継続	継続	生ごみを肥料化し、燃やすごみを減量する。	ごみ対策課
	生ごみ処理機器などの資源化機器の普及を図る。	継続	継続	継続	生ごみを減量するための機器を購入した人に補助金を支給する。	ごみ対策課

7-4-2 剪定枝等の資源化を進める	学校樹木の剪定・枝葉資源化事業をする。	継続	継続	継続	剪定枝・落葉・雑草を堆肥化し燃やすごみを減量する。	学務課 保育課
	公園・街路樹等の剪定・枝葉の利用をする。	継続	継続	継続	剪定枝のチップ化を行ない、緑のリサイクルに努める。	環境政策課
	公園・街路樹等の剪定・枝葉の利用をする。	継続	継続	継続	街路樹の管理委託業者に、発生した枝葉等は自らリサイクル（チップ化等）に努めるように指示する。	道路管理課
	公園の枯葉を堆肥にして、農家に提供する。	継続	継続	継続	緑のリサイクルをする。情報の共有化を図る。	環境政策課 農業委員会
	家庭から出る剪定・枝葉を資源化する。	充実	継続	継続	剪定枝・落葉・雑草を堆肥化し燃やすごみを減量する。	ごみ対策課
8 地域から地球環境を保全する						
8-1 地球温暖化の防止						
8-1-1 地球温暖化防止計画を策定する	地球温暖化対策実行計画（市役所版）を推進する。	継続	継続	継続	庁内の温室効果ガスを削減する。	環境政策課
8-1-2 エネルギー利用に伴う環境負荷を削減する	電気・ガスの節約をする。	継続	継続	継続	庁内の電気・ガスを節約する。	全課
	水を節約する。	継続	継続	継続	庁内の水を節約する。	全課
	自動車による二酸化炭素の排出削減を目指す。	継続	継続	継続	エコドライブ教習会を実施する。	環境政策課
	エネルギーを削減するライフスタイルを普及啓発する。	継続	継続	継続	環境行動指針のチェックシートを活用する。	環境政策課
8-1-3 エネルギーを創出する（新エネルギー、自然エネルギー）	公共施設への新エネルギー・自然エネルギー利用設備の導入に努める	継続	継続	継続	太陽光発電等を導入する。	関係各課

8-1-3 エネルギーを創出する (新エネルギー、自然エネルギー)	住宅に対する新エネルギー・自然エネルギー利用設備の導入助成(小金井市増改築資金あっせん制度)をする。	継続	継続	継続	自己の居住する家屋の増改築、太陽光発電設備等の設置を行う方に、その資金の一部を融資する。	まちづくり推進課
	住宅用新エネルギー機器の設置を促進する。	継続	継続	継続	住宅用新エネルギー機器等普及促進補助金により行う。	環境政策課
	再生可能なエネルギーの導入を促進する。	継続	継続	継続	公共施設に太陽光発電・風力発電を設置する。	関係各課
8-3 その他の地球環境保全						
8-3-1 地球環境破壊につながる行動を見直す	市民や事業者が行動を見直すための情報提供をする。	継続	継続	継続	環境行動指針を提供する。	環境政策課
8-3-2 熱帯林の保護	多摩産木材を利用する。	継続	継続	継続	多摩産材を使用するよう促進する。	建築営繕課 環境政策課

用語	解説
アスベスト	天然に産出する繊維状鉱物で、耐熱性、耐摩耗性、耐薬品性、電気絶縁性に優れた性質を持つため、建築材料や自動車のブレーキ、クラッチ板などに幅広く使用されている。アスベストの除去等の工事について、大気汚染防止法、環境確保条例で届出を義務づけている。
雨水浸透ます	透水性をもつように作られた雨水ますで、ますの底面及び側面を砕石で充填し、集水した雨水を砕石を通して地中に浸透させる施設
エコストア	簡易包装やはかり売り、マイバック奨励、省エネ、ごみ減量や分別など、環境負荷の低減を積極的に行っているお店のこと。市では、エコストアの認証制度を行っている。
オゾン層	オゾン濃度が比較的高い成層圏のことをいう。成層圏のオゾンは太陽光に含まれる有害な紫外線の大部分を吸収して、地球上の生態系を保護している。大気中に放出されるフロンなどのオゾン層破壊物質によりオゾン濃度が低下した部分をオゾンホールと呼ぶ。
温室効果ガス	太陽放射により温められた地表からの熱（赤外線）が、宇宙空間へと放射されるのを抑え、地表面の温度を一定に保つ役割を果たしているガスで、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フルオロカーボン等がある。いずれも大気中で微量な成分であるが、人間活動により急激に増加しており、温暖化を引き起こす原因とされている。
COD（化学的酸素要求量）	水中の有機物を酸化剤（過マンガン酸カリウムなど）で分解する際に消費される酸素の量を示す。流れが緩やかな湖等では、有機物を分解せずに酸素を消費する植物プランクトンや、植物プランクトンをエサにする動物プランクトンがいるため、BODでは正確な有機汚濁が測れない。そこで、化学的な手法CODを有機汚濁状況の指標に用いる。
環境確保条例	「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」。自動車公害対策、化学物質の適正管理や土壌汚染対策、温室効果ガスの排出抑制を求める地球温暖化対策計画書制度や環境配慮の建築計画書制度などが定められている。
環境行動指針	環境基本計画に沿って市、市民及び事業者が、環境保全行動をとるための指針。小金井市環境基本条例第 12 条で策定が決められている。
環境審議会	市の環境の保全等に関する重要な事項を審議するための、市長の付属機関。国の環境基本法及び小金井市環境基本条例第 26 条に基づき設置されている。市長の委嘱により公募市民、事業者、学識経験

	者、関係行政機関職員などから構成される。
環境保全実施計画	小金井市環境基本条例第 11 条で、策定が決められている。行政が、環境基本計画に沿って取り組む施策事業を明らかにし、その実施状況を点検・評価するために策定する計画
環境マネジメントシステム	組織（企業等）の活動や提供するサービスが環境に与える負荷を低減することを目的とし、環境保全に向けた取り組みを継続して改善していくための組織的な仕組みのこと。環境保全に関する方針や目標、計画を定め、これを実行、記録し、その実施状況を点検して方針等を見直す一連の手続を定めている。
環境ラベリング制度	環境負荷が小さく環境的に優れたことを示すラベルを製品に付けることにより、製品の環境上の利点を消費者に伝え、環境保護に配慮した製品の普及・促進させることを目的とした制度
環境リスク	人間活動によって、環境に加えられる負荷が、環境中の経路を通じて、人の健康や生態系等に悪影響を及ぼすおそれ。「どうしても避けたい環境影響」の起こる確率で表現される。
京都議定書	平成 9 年（1997 年）12 月京都で開催された COP 3 で採択された気候変動枠組条約の議定書。先進各国は 2008 年～12 年の約束期間における温室効果ガスの削減数値目標（日本 6%、アメリカ 7%、EU 8%など）を約束した。平成 17 年（2005 年）2 月に発効した。
空間放射線量	大気中の放射線の量。単位は Gy（グレイ：放射線のエネルギーが物質にどれだけ吸収されたかを表す単位）や Sv（シーベルト：人が放射線を受けたときの影響の程度を表す単位）で表される。
グリーン購入	必要な製品やサービスを購入するときに環境負荷ができるだけ少ないものを優先的に選ぶこと。国のグリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）では、国・地方公共団体がグリーン購入を進めることを義務付け、製品やサービスの基準を定めている。また企業や自治体などで構成する「グリーン購入ネットワーク」なども基準を設けている。
光化学オキシダント	大気中に窒素酸化物や炭化水素などが、日射により光化学反応を起こして生成される酸化性物質のうち、オゾン、アルデヒド等の二次的大気汚染物質群の総称。光化学スモッグの主な原因とされている。
こどもエコクラブ	環境省が進める小・中学生を対象にした環境活動クラブのこと。1995 年発足し、生き物調査やリサイクルなど自主的な取り組みを進めたり、全国のクラブ員との交流を図るなど、環境教育の面でも効果を上げている。

コーディネート	さまざまな主体間の連絡・調整を行い、それらが共通の目的の実現のために協力し合い、全体として大きな力が発揮されるようにすること
小金井市環境市民会議	小金井市環境基本条例第 27 条に基づき、平成 16 年 9 月に設立された組織。市民、事業者、教育機関、市などが協力して環境問題を解決することを目的とし、環境活動の企画立案・実施、環境活動のコーディネート、環境情報センター機能提供、市長への提案などに取り組んでいる。小金井市在住・在勤・在学の人なら誰でも会員になれる。 環境市民会議ホームページ http://www.koganei-kankyo.org/
小金井市の地下水及び湧水を保全する条例	小金井市の貴重な財産である地下水や湧水を保全するために、小金井市が制定した条例。保全のために地下水に関する情報収集を重視した条例は全国でも先進的。平成 17 年 7 月施行
国分寺崖線（はげ）	小金井の市域を構成する武蔵野段丘と立川段丘を分ける急崖で、多摩川が武蔵野段丘を削り取ってつくられた。崖線に沿って野川が流れ、ところどころに湧水もみられる。
親水	水に触れたり、接したりして水に親しむこと。最近では、魚類や昆虫などとの共存を目指した取り組みも親水活動の一環ととらえるようになった。
シンチレーションサーベイメータ	放射線測定器のひとつ。ガンマ線やエックス線と反応して微弱な光を発する物質（シンチレーター）を使って、放射線のエネルギーや線量を測定する。他に GM 式サーベイメータ（いわゆるガイガーカウンター）等がある。
PH(水素イオン濃度)	水の酸性・アルカリ性の程度を示す。PH7 が中性で、7 より小さいと酸性、大きいとアルカリ性である。
BOD(生物化学的酸素要求量)	水中の有機物が微生物によって分解されるときに消費される酸素の量を表す。川などに入る排水中の有機物の量を微生物の活動によって測定するもの。河川の有機汚濁状況を示す指標である。
生物多様性	現在、地球上には 300 万種を超える生物が生息・生育していると推測される。この膨大な種は 30 億年を超える生物の歴史を経て多様化してきたものであり、複雑な相互関係で結ばれつつ、多様な環境下で生物社会をつくりあげている。このように、生物が多くの種に分化し、その類似の程度が一様でない現象を生物の多様性という。生物多様性国家戦略では、「生物が遺伝子レベル、種レベル及び生態系レベルで変異性を保ちながら存在していること」と定義している。
地球温暖化	石油などの化石燃料の燃焼により、二酸化炭素等の温室効果ガスの

	大気中の濃度が高まり、地表から放出される赤外線を吸収することにより、地表の温度が上がる現象を言う。海面の上昇や気候の変化をもたらす、人類の生態系に悪影響を及ぼすことが懸念されている。
地産地消	「地元で生産された農林畜水産物を地元で消費する」という意味で使われている言葉。地産地消を進めることにより、化学肥料や農薬の削減、新鮮で安全・安心な農産物の確保、食料の遠距離輸送に伴うエネルギー資源の抑制などの効果が期待される。
中水	上水、下水に対する言葉で、ビルや団地などにおいて、貯留した雨水や下水処理水を飲料水以外の生活用水等に循環利用する。
テトラクロロエチレン	有機塩素系溶剤の一種。パークレンとも呼ぶ。無色の液体で、抽出用溶剤・ドライクリーニング溶剤等として用いられている。人体影響は急性症状として、めまい、頭痛、黄疸、肝機能障害が指摘されている。
トリクロロエタン	無色の燃えにくい液体であり、洗浄力に優れているため金属部品、電気部品などの洗浄用に使用されている。
トリクロロエチレン	有機塩素系溶剤の一種。金属製品の洗浄剤、溶剤、低温用熱媒体などに用いられている。人体への影響は、頭痛、吐き気、麻酔作用をもたらす。
野川の自然再生事業	自然再生事業は過去に失われた、緑や生きものといった自然環境を地域の方々と共に再生するための事業。新しい自然を作り出すのではなく、過去に存在して損なわれてしまった自然環境を取り戻すことを目的としている。
パートナーシップ	市民、市民団体、事業者、市などの各主体が、それぞれの責務と役割に基づき、対等な立場で、相互に協力・連携して取り組みを進めること。
P R T R法（特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律）	有害性のある化学物質がどのような発生源からどれくらい環境中に排出されたか、また廃棄物に含まれて事業所から外に移動したかを、国や事業者団体等がデータを把握・集計・公表するP R T R制度を定めた法律。対象となる化学物質を製造・使用・排出している事業者は、データを年1回都道府県経由で国に報告し、国が集計・報告する。
ヒートアイランド現象	都市において、冷房による人工排熱やコンクリート建物による蓄熱、地表面の人工化などにより、郊外に比べて地表温度が高くなる現象。等温線を描くと、温度の高い地域が島のように盛り上がって見えることからこのように呼ばれる。この現象が起こると最低気温が下がりにくくなる。対策として、省エネ対策の推進、緑化、排熱の有効

	活用などが重要である。
ビオトープ	本来その地域に住むさまざまな野生の生物が生きることができる空間。森林、湖沼、干潟、里山、水田などのビオトープがある。
フードマイレージ	輸送する食料の総重量と輸送距離をかけたもので判断する指標のひとつ。数値が大きいほど大量の食料を遠距離から輸送していることとなり、環境に大きな負荷を与えることとなる。
SS（浮遊物質）	水中に浮遊している粒子状物質のことで、見た目のにごりの原因。汚濁した河川では排水に含まれる有機物、湖沼では藻類や巻きあがる堆積物などが主な成分である。
放射性物質	いわゆる“安定していない”状態の物質。このため、より安定な物質に変化しようとし、その際にエネルギーを放出する。これが“放射線”である。この放射線を出す能力を“放射能”といい、単位はBq（ベクレル：放射能を出す能力を表す単位）で表される。
水収支	雨水の地下への浸透量、蒸発散量、河川・下水道への雨水流出量、井戸による地下水の揚水量など、水の挙動に関する様々な要素を定量的に明らかにし、地下に入ってくる水の量（収入）と地下から出て行く水の量（支出）の関係を表したものの
水循環	地球上の水が太陽エネルギーを受けて蒸発し、雨となって再び地球に降り注ぐ。降雨は、一部地中に浸透し地下水となり、湧水として地表に流れ出す。やがてその水が集まり河川となり、海へと流れていく。このように水は循環しているが、近年、人間の生活や生産活動が水質と水量に大きな影響を与えており、また、気候変動による異常気象が干ばつや豪雨をもたらすなど、健全な水循環バランスが崩れつつある。
モニタリング	大気・水質・騒音・地盤沈下の状況や、緑被・植生・生物等の状況など生態系や生物環境を監視・調査すること
有害化学物質	人の健康または生活環境に係る被害を生ずるおそれのある物質の総称で、大気汚染防止法、水質汚濁防止法等の法律により物質を指定し、取り扱い、排出濃度、製造、輸入などを規制している。
DO（溶存酸素）	水中に溶けている酸素のことで、水生生物や、河川・湖沼の浄化作用には不可欠である。汚濁すると、DOは有機物の分解に使われ減少し藻類が光合成を行うと増加する。DOが3mg/l以下になると魚などの生息が困難になる。
リサイクル	廃棄物として最終処分されるはずの物を回収し、有用な製品の原料あるいは材料として再利用すること。回収物をエネルギーとするこ

用語解説

	とをサーマルリサイクル、一方、物質として再利用する一般的なりサイクルをマテリアルリサイクルと呼ぶ。
リスクコミュニケーション	リスクに関する正確な情報を市民、事業者、行政等のすべての者が共有しながら、お互いに意思疎通を図ること
リユース	一つの製品から形をあまり変えることなく、できる限り長く、繰り返し使用すること
緑地	狭義には、都市公園など都市計画において計画された緑地を意味する。広義には、社寺境内地などの空地の多い施設、農耕地、山林、河川、水面などのオープンスペースまで含まれる。



小長久保公園（本町3丁目13番地内）

小金井市環境報告書 平成23年度版

発行：平成24年12月 小金井市

編集：環境部環境政策課

〒184-8504 東京都小金井市本町六丁目6番3号

TEL：042-387-9817（ダイヤルイン）FAX：042-383-6577

小金井市ホームページ <http://www.city.koganei.lg.jp/>

古紙を配合しています。